

第 1 9 5 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 0 年 3 月 1 1 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開議の日時 平成20年 3月11日 午前10時00分開議  
午後 5時00分散会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（27人）

委員長	新谷 功	副委員長	岡崎 健吾
委員	川下 八十美	委員	目時 睦男
"	高田 正俊	"	白井 二郎
"	馬場 重利	"	山本 留義
"	千賀 武由	"	菊池 広志
"	富岡 修	"	佐々木 隆徳
"	野呂 泰喜	"	鎌田 ちよ子
"	工藤 孝夫	"	横垣 成年
"	富岡 幸夫	"	斉藤 孝昭
"	中村 正志	"	浅利 竹二郎
"	川端 一義	"	半田 義秋
"	佐々木 肇	"	山崎 隆一
"	川端 澄男	"	村川 壽司
"	村中 徹也		

○欠席委員（3人）

委員	澤藤 一雄	委員	新谷 泰造
"	菊池 一郎		

○説明のため出席した者

副市長	田頭 肇
収入役	田中 實
教育長	牧野 正藏
公営企業管理者	杉山 重一
総務部長	齋藤 純
総務部 税務調整監	佐藤 忠美
総務部 理事出納室長	西堀 敏夫

企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 理 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	佐 藤 節 雄
經 濟 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊
建 設 部 理 事	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水
公 営 企 業 局 長	小 川 照 久
企 画 部 副 理 事 企 画 課 長	奥 島 慎 一
企 画 部 副 理 事 財 政 課 長	鈴 木 克 郎
民 生 部 次 長	下 山 益 雄
民 生 部 副 理 事 廃 棄 物 対 策 課 長	松 橋 秀 人
民 生 部 副 理 事 国 保 年 金 課 長	河 野 健 二
保 健 福 祉 部 副 理 事 健 康 推 進 課 長	吉 田 市 夫
經 濟 部 副 理 事 農 林 畜 産 課 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 副 理 事 土 木 課 長	太 田 信 輝
農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 川 修 司
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 函 書 館	高 橋 まり子
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 中 央 公 民 館	佐 藤 敏
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 生 涯 学 習 課	長 谷 川 博
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 總 務 課	安 藤 哲 雄
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 市 民 入 水 一 ツ 課	成 田 晴 光
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 学 務 課	須 藤 徹 哉
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長 学 校 教 育 課	宮 木 則 男
民 生 部 環 境 対 策 課 長	清 藤 巡 一
民 生 部 廃 棄 物 対 策 課 總 括 主 幹	竹 山 清 信
經 濟 部 農 林 畜 産 課 總 括 主 幹	室 館 利 光
經 濟 部 水 産 課 長	笠 井 哲 哉
經 濟 部 商 工 観 光 課 長	中 嶋 達 朗
建 設 部 都 市 計 画 課 長	山 本 伸 一

建設部建築課長	鏡谷晃
建設部建築課総括主幹	望月操
教育委員会事務局生涯学習課総括主幹	小鳥孝之
民生部環境対策課課長補佐	東雄二
民生部国保年金課課長補佐	田中宏司
総務部防災調整課課長補佐	工藤初男
建設部用地課用地係長	杉山郷史
建設部用地課国土調査係長	樋山政之
川内庁舎所長	工藤昭治
川内庁舎市民生活課長	太田守
川内庁舎産業振興課長	小濱琴一
川内庁舎教育委員会教育課長	大山庸夫
大畑庁舎所長	伴邦雄
大畑庁舎副理事市民生活課長	佐々木成人
大畑庁舎産業振興課長	澤谷松夫
大畑庁舎教育委員会教育課長	四戸敏哉
脇野沢庁舎所長	船澤桂逸
脇野沢庁舎市民生活課長	藤江建治
脇野沢庁舎産業振興課長	片山元
脇野沢庁舎教育委員会教育課長	山崎秀春
総務部総務課長	松尾秀一
総務部総務課行政係長	吉田真
総務部総務課行政係主査	澁田剛

○事務局出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	工藤昌志	総括主幹	柳田諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務係主査	濱村勝義
調査係主査	石田隆司	議事係主査	井戸向秀明

(午前10時00分 開議)

○委員長(新谷 功) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は26人で定足数に達しております。

会議に入る前にお知らせいたします。3月7日開催の本委員会の議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算審査において、工藤孝夫委員から資料の要求がありましたが、理事者から資料の提出がありましたので、お手元に配布してあります。

これより7日に引き続き議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

7日は、第3款民生費までの質疑が終わっておりますので、本日は第4款衛生費から審査してまいります。

それでは、第4款衛生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長(佐藤節雄) おはようございます。それでは、第4款衛生費のうち保健福祉部が所管しております項目についてご説明いたします。予算書の46ページをお開きください。

第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費であります。これは、保健衛生全般に要する経費であります。主なものは、保健衛生に携わる一般職員50名分の給与費、母子健康事業関連の臨時職員賃金、保健協力員育成事業費及び各種検診費のほか、乳児一般健康診査及び妊婦健康診査等の委託料、乳幼児医療費給付事業費、乳幼児発達支援事業費、一部事務組合下北医療センター負担金及び国民健康保険特別会計繰出金であります。なお、今年度新たに5歳児に係る健診費を計上しております。前年度予算と比較して2,983万7,000円の増額となっておりますが、これは給与費が3名分増となることによるものであります。

次に、第2目老人保健費であります。これは、各種健康教室、健康相談及び健康診断に要する経費であります。主なものは、胃がん検診、子宮がん検診等の委託料であります。前年度予算と比較して2,028万5,000円の減額となっておりますが、これはこれまで実施しておりました基本健診が平成20年度から国保会計が実施主体となります特定健診に移行することによるものであります。

次に、47ページ、第4目予防費であります。これは、予防接種に要する経費でありまして、インフルエンザ予防接種、三種混合予防接種及び麻疹、風疹予防接種に係る委託料が主なものであります。前年度予算と比較して1,398万2,000円の増額となっておりますが、これは麻疹、風疹の予防接種対

象者が拡大されたこと及びインフルエンザ予防接種の増を見込んだことによるものであります。

以上が保健福祉部の所管項目であります。以上でございます。

○委員長（新谷 功） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 予算書の47ページになります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目老人医療給付費についてご説明を申し上げます。これは、老人医療制度に対する医療給付費以外の経費でありまして、レセプト点検員1名の報酬及び消耗品費等の事務経費のほか、後期高齢者医療制度における公的負担分としての青森県後期高齢者医療広域連合に対する負担分やむつ市老人保健特別会計に対する繰出金が主なものであります。前年度に比較しまして1億6,849万1,000円と大幅な増額となっておりますのは、後期高齢者医療の保険料軽減分であります保険基盤安定制度繰出金が増加したこと等によるものであります。

続きまして、同じページ下段第5目環境衛生費でございます。これは、スズメバチ等の害虫駆除や二又地区小規模水道の管理費、また犬の登録、狂犬病予防注射等の業務並びに簡易水道事業への繰り出しに要する経費であります。前年度に比較しまして、1,069万円の増額となっておりますのは、小沢地区の簡易水道給水管改修事業に着手することに伴い、簡易水道事業特別会計に対する繰出金が1,066万8,000円増となること等によるものであります。

続きまして、48ページ、第6目斎場管理費でございます。これは、市内4カ所の斎場の維持管理に要する経費でありまして、職員1人分の人件費、燃料費及び施設の改修工事費が主なものであります。前年度に比較しまして、951万4,000円の増額となりましたのは、むつ斎場では煙突内部の耐火レンガの張りかえを、大畑斎場では排煙を促す誘引送風機の交換を、脇野沢斎場では屋根の塗装をそれぞれ実施することに伴い、工事請負費等が増額となったことによるものであります。

続きまして、第7目墓地公園管理費でございます。これは、墓地公園の維持管理及び側溝改修等の整備事業に要する経費であります。前年度に比較しまして267万2,000円の減額となりましたのは、墓地区画の残数にかんがみ、新規の区画工事から公園内施設の整備にシフトしたことによるものであります。

続きまして、同じページの下段から49ページにかけての第2項清掃費、第1目清掃総務費についてご説明を申し上げます。これは、一般職6人の人件費のほか、むつ地区4カ所及び大畑地区4カ所の公衆便所の維持管理等に要する経費であります。

続きまして、49ページの第2目じん芥処理費でございます。これは、家庭等から排出されます一般廃棄物の収集運搬業務、一般廃棄物最終処分場の維持管理及びごみの減量化再資源化対策業務並びに、ごみや、し尿の共同処理に対する負担金等に要する経費であります。前年度に比較いたしまして、5,718万8,000円の増額となりましたのは、下北地域広域行政事務組合負担金のうちごみ処理では、液化石油ガスの値上がり等により1,522万9,000円、し尿処理の部分では処理プラントの保守点検整備費用や建設時借り入れした起債償還額の増により4,969万6,000円それぞれ増額となったこと等によるものであります。

以上であります。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） おはようございます。予算書の48ページをごらん願います。4款衛生費、1項保健衛生費のうち建設部が所管しております8目環境整備費につきましてご説明いたします。

この費用は、生活排水が原因となります公共用水域の水質汚濁防止を目的といたしまして、合併浄化槽を設置する方に対して、その費用の一部を補助しているものでございます。平成20年度は76基を見込み、その補助金といたしまして、1,224万9,000円を計上しております。なお、この19節には青森県合併処理浄化槽普及促進協議会の会費負担金3万5,600円も含まれております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 49ページの衛生費の2目についてお尋ねいたします。

じん芥処理費5,700万円ほどふえているのですけれども、今民生部長から説明がありましたけれども、下北地域広域行政事務組合負担金のうちごみ処理費のところでは1,500万円ほどの増加がありました。説明によりますと、液化石油ガスの値上げということでありますので、液化石油ガスの値段が下がれば、また変わるということではないのでしょうか。

そして、総体的な負担金の割合と、できれば割合の算出方法をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 山本委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、液化石油ガスの関係でございますが、値上がりをするということでもございまして、増額いたしましたけれども、当然値段が下がりますと、これもまた下がってまいります。

それから、次に算出方法でございますが、お答え申し上げます。ごみの負担率と、し尿の負担率ということでもございますけれども、まずごみのほうからまいりますと、均等割、人口割、搬入割がございます。均等割が10%、人口割が10%、そして搬入割が80%ということになってございます。例えば均等割は、ごみの関係ですと5市町村で構成しておりますので、これを5で割りますと各市町村の負担率が2%ということになります。そういう方法で人口割の場合も、5市町村の全人口で、むつ市の人口を割りまして、出たパーセントに人口割の負担率の10%を掛けるという出し方で、そのトータルで各市町村の負担率が決まるということになっております。

次に、し尿のほうでございますけれども、し尿の場合は均等割が10%でございます。それから、人口割が80%になっております。処理量割と言っておりますけれども、その処理量割は10%ということで、それぞれその負担率の求め方はごみの処理でお話ししたとおりの求め方ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（新谷 功） 山本留義委員。

○委員（山本留義） わかりました。前はどっちかという迷惑設備という概念がありましたけれども、本当に近代的な設備ができて、地元の人たちもそういう意味では協力的でありますので、今後とも負担金についてもきちんと目を光らせて頑張っていたいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 今の山本委員と大体似ているのですけれども、まずごみを減らすためにどうすればいいかということで、さまざまな対策にお金をかけております。例えば廃棄物減量等推進員に1,441万円、廃棄物減量等推進審議会へ63万円、ごみの有料化ということで、ごみ袋に係する5,535万円とか資源ごみ回収とかリサイクルとかさまざまあって、多額の経費をかけてごみの減量化に取り組んでいるところでありますが、先ほど山本委員が言ったとおり、じん芥処理費については毎年毎年上がっております。このところの因果関係をやはり精査して、これからのごみの問題について進めていくべきだと思いますが、先ほどの答弁でいくと、ガスの値段が上がるからというふうな理由でじん芥処理費を増額しているという話ではありましたが、果たしてそれだけの理由で増額しなければならないのでしょうか。そのところ



るの説明をもうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 齊藤委員のお尋ねにお答え申し上げます。

いろいろ精査すべきでないかというご指摘でございました。委員おっしゃいますとおり、ごみのリサイクルとかそういう関係では、いろいろ私どもも行っているつもりでございます。資源リサイクル等につきましても、市政だより等でPRいたしたりしております。また市民の皆様方のご協力をいただきまして、昨年末の状況でございますけれども、県内ランキングで第2位という評価もいただいているところでございます。もろもろやっておりますけれども、何せ委員おっしゃいますとおり、下北地域広域行政事務組合に対します負担金の増がまず一番の要点になっているかと思えます。

先ほど液化石油ガスの話も出ましたけれども、現に私どものほうで平成20年度のその負担金につきましてご説明を受けておりました。やはり理由といたしましては、ごみの関係でいきますと、液化石油ガスの値上がりというのが一番の理由になっております。これは、各市町村に負担を求めるということになっております。

そのほかにも公債費の関係もございます。ごみのほうにいたしましても、し尿のほうにいたしましても、起債は15年償還の3年据え置きということになっているわけなのです。実はごみ、し尿とも建設時の借りに対します償還、それも元金の償還が始まっておるものですから、その分の負担がどうしてもかさんでくるということで、じん芥処理施設にかかわります償還は、平成29年度までの予定になっております。それから、し尿処理施設にかかわります償還も平成32年度までに返還を終える予定だということになっております。具体的にごみのほうでいきますと、あくまでもこれは推計になりますが、約3億円台で推移するのではないかというふうにお聞きいたしております。

また、し尿のほうにつきましても、約1億円ぐらいの負担ということで推移していくのではないかと聞いております。いずれにいたしましても、このリサイクルとかそういうものも全部予算的にも精査はいたしておるのですが、何分下北地域広域行政事務組合に対します負担金の割合が、先ほど申し上げましたように、建設にかかわります元金償還が始まっているということもございますので、その辺で何とかご理解いただければと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（新谷 功） 齊藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 今お聞きしたのは、そのとおりでいいと思います。そのとおりだと思います。ただ、やはり広域事業だからといって、そこにお金だけ払って任せるということでなくて、前もこのごみの問題については再三にわたって私は話をしておりますが、広域事業に対しても、やはり話しする立場でもありますので、その中身については本当にどうなっているのかということ、広域運営しているごみ処理について、どういうふうになっているのかということのも当然意見を申し述べる立場でもありますし、中身が本当に果たしてそれでいいのかという精査も当然必要だと思います。

まちのうわさでいくと、うわさで話をするのはよくないかも知れませんが、アックス・グリーン・サービスを助けるために行政がお金をばんばん出しているのだというふうなことまで言っている人たちの中にはいます。間違っているかも知れませんが、ただ、そういう話が出る自体果たしてどうなのか。では、行政としてどんな取り組みをしているのかというふうに聞かれた場合に、私たちが何と答えるかという条件が今のこの予算の中ではなかなかないのです。ごみを減量させるためにいろんな取り組みにこんなにお金を使っているながら、全然じん芥処理にかかるお金は全然減っていない、逆に多くなっているということになれば、先ほど言いましたとおり、説明のしようがないのです。やはりどんな取り組みをして、ごみの減量化を進めているということが数字でわかるように、目でわかるようにするのがやはり行政の仕事だと思いますので、今後また同じような内容で質疑しますので、ぜひそれまでにいろんな考えで対策を立ててもらえればと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） お尋ねする前に、先日この委員会でもって、きょうは市長が来るものだと思って期待をしておったのですけれども、市長が来ないで大変私も気持ちとして、1年間の予算を執行する最高責任者がいないというようなことで、今も質疑された中でも、やはり市長の最終的な判断が必要です。そういう中で、私も今質疑いたしますけれども、やはり一問一答のこの大きな問題をやる時市長がいないということは、本当に委員長に対しても馬場委員も要請したのですけれども、いないのを残念に思っていることをまず申し上げておきたいと思います。

49ページの2目のじん芥処理費のことです。決算のときもお話をしました資源ごみの回収事業、この点について、もう合併して3年になります。今度4年目に入るわけです。先般の決算の質疑の中で、近いうちというようなことで、これは合併時の大きな問題であるというように答弁を承っております。

すけれども、合併した各旧町村は、そういう資源ごみの回収、家庭でもってやっている中で、ことしの予算を見ると、むつ市がいまだ同じような状況を予算化しているものですから、いつこれを実行するのか。4年、5年たつと、もう私はある程度の市長の指示をしてやらなければ、先ほど言ったように、大変じん芥処理の金の問題も相当かかっていると。この問題についても、やはり当初大きなごみの数量が計算上間違っただのではないかなど、こういう話を前の市長にも話をしたのですけれども、それはさておいて、そのことについて、まずお伺いいたしたいと、このように思っております。

次は、ごみの収集運搬事業であります。これも私は決算のときお話を申し上げました。やはり入札すべきだということで、私も合併する2年前に、入札にする決心をいたしましたけれども、議員の方々から、もう少しで合併するわけだから、何とかそれまで随契でやってほしいと。また、1業者しかないものですから、そのことを踏まえて合併に踏み切ったわけでありまして。いずれにしても、こういう予算のせつないときなのに随意契約するのかなど、こういう感じをしているわけでありまして。そのことについて、ひとつお伺いしたいと思っております。

それで、この運搬業務について、旧むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村、まずこの運搬費の平成20年度の委託料、これが各地区どのくらいなのか教えていただきたいと思っております。

あと、今言ったように、私の考えであると、そういう随意契約で行うのではないかなどという感じをしているわけですが、各地区についてもどのような契約内容になっているのか、その点をまずお聞きいたしたい、このように思っております。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 山崎委員にお答え申し上げます。

まず、収集の委託方法ということでございますけれども、業務委託の方法は、当然のことながら収集方法と連動するものでございます。収集方法等は、旧市町村ごとに長年にわたっているんな試行錯誤を繰り返しながらたどり着いた結果であると、方法であるということでございまして、各地区の市民の皆様にとっては、なれ親しんだ方法でございまして、これは早急に変えるということは、さまざまな混乱を招きかねないというふうなことで、合併時の合併協定では調整がつくまでの間は、この委託方法等も含めまして、各地区のやり方ということになってございます。

委員おっしゃいましたとおり、合併後もう3年ということでございますが、

まず収集方法等を同じ方法にする必要があるかと思ひまして、このことにつましましての調整作業を行つております。この作業も詰めの段階に入つてきております。委員からは、昨年12月の決算審査特別委員会の際にも収集委託は随意契約ではなくて入札にすべきだという強いご意見をいただいておりますことから、このことも踏まえまして、現在委託方法につましましては、指名競争入札の方向で検討いたしております。

ただ、合併協定でまいりますと、収集方法等につましまして、あくまでも廃棄物減量等推進審議会に諮るという大前提がございますので、私ども今詰めの作業を行つておりますけれども、これが終わりますと、新年度早々になるかと思ひますが、審議会のほうにお諮りを申し上げまして、審議を開始していただくということになります。したがひまして、審議会を経た形になりますので、委託方法の統一につましましては、平成21年度以降ということにならざるを得ないというふうに入つております。

次に、各地区の委託方法というお話でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、各地区それぞれのやり方をいたしておりますので、むつ地区につましましては、指名競争入札ということでございます。

川内、脇野沢地区につましましては、各地区許可業者が1社ずつでございますので、随意契約ということを予定いたしております。

ただ、大畑地区につましまして申し述べさせていただきますけれども、合併時には大畑地区は許可業者が3社でございます。収集区域も3区域ということでございます。随意契約ということに収集委託をしてきたものだと思つております。しかしながら、平成19年になりまして、許可業者が1社ふえまして4社になりましたことから、それから委員から12月の決算審査の際にも入札制度にすべきという強いご意見がございましたので、地区を担当します大畑庁舎において、市長の判断を仰ぎまして、平成20年度の業務委託については指名競争入札で行うというようなことになっておりますので、この点でご理解をいただきたいと思つております。

次に、3点目でございますけれども、各地区の予算額ということにございますが、川内地区、脇野沢地区におきましては、随意契約ということもございますので、各地区の委託料の予算額につましましては、今後予定しております契約の執行に支障があるかと思ひますので、差し控えさせていただきますと思ひます。予算額は4地区の業務委託費を含め、ごみ収集運搬事業費といたしまして、2億699万4,000円を計上いたしておりますので、その点でご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員(山崎隆一) 第1点目の資源ごみの回収ですけれども、前年度は1,700万円ぐらいの金額を要しておるわけで、今年度は1,896万3,000円ですか、そういう膨大な金を業者あるいは町内会に払っているわけです。旧町村ができないのに、まだその審議会にかけるとか、そういうやり方をしていると。手ぬるいわけです。私が市長であればすぐやらせます。だから市長がいなければ困るということをお私言いたいわけです。平成21年度以降ということになっていきますけれども、そうすれば、来年、再来年でもまだ決まらないということになるわけですから、その辺は一年でも早くやっていただきたいということをおまずこの場からお願いをしておきたいと、このように思っております。

次のごみの収集のほうなのですけれども、今わかりました。旧脇野沢村のほうは随意契約ということであります。とにかく合併して都合の悪いときであれば、合併したから旧町村でやる、都合のいいようになれば、合併したからむつ市で皆同じだというようなことを常日ごろそういう話も聞き及んでおります。前の市長がもう亡くなりましたから、ここで言いたくないのですけれども、我々合併するとき、理事者側と、これは当然合併の資料に載せることはできない、そういう問題等もいっぱい約束がありました。しかし、合併してすぐ、それが全然守られていないというのが現状であります。1つの例をとれば、業者の指名もそうです。これは我々と、杉山前市長と約束したのは、当分の間各市町村もいろいろ事情があったらうと、だからその分についてはむつ市の指名の条例に従わないでやりますということで折り合いをつけた部分もあります。しかし、合併してすぐそれが、我が旧脇野沢村の庁舎の解体もそうです。そういうところになると、合併したから同じだと、こういうことになると、今度は各旧町村でいろいろ問題があるから、私は総体的に考えて、なぜこういうことを言うかということ、やはり財政が厳しい、そういうことで各議員の皆さん方がいろいろ予算執行する理事者側に対して物事を話しているのであって、そういう立場から、何回も言うけれども、市長がいないということについては、まず残念に思っている一人であります。

大畑地区の場合は、その業者がふえた、そういう中で入札をすると、指名競争入札をするということでもありますけれども、業者がふえたからといって入札する、それも若干問題があるような気がしてならないし、やるのであったら川内地区でも、脇野沢地区でも、今はもうむつ地区のほうからいろんな業者も来ているし、そういう一つの建設業者の事業であれば、そういうことをやって、なぜこのごみの問題についてだけやれないのか、私は不思議でならないわけです。そういうものを最高責任者としてやらせるのが私は市長の立場だと、こう思うわけですから、あえてしつこくこのことを話をしている

わけです。

いずれにしても、大畑地区はそういうことでやるというようなことであり  
ますけれども、このことについて若干、平成20年の2月1日から適用する  
という廃棄物の基準ですか、それが告示されておりますね。この基準要綱に  
ついては否定はしませんですけれども、施行が問題だと思うのであります。私  
は新しい要綱、あるいは条例規則等を設けたならば、ある一定の周知期間を  
設けたほうがいいのではないかなと、こう思うわけでありまして、その  
点についてもう一度考えをお答え願いたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 何か言われっ放しというのも困りますので、釈明して  
おきたいと思えます。

市長の出席でございますが、前にもお話しのとおり、議会と申し合わせて  
のこういう形でございます。議案質疑、総括的な質疑の時間を設けているわ  
けです。この前の浅利議員の質疑。新年度の予算についても、総括的な質疑  
は市長にお聞きする機会があると思えます。今まさに山崎委員が言われたご  
み処理に関する総括的なことは、そういう機会です十分反映ができるのではな  
いかと、こう思えます。

それから、大畑地区につきましては、今平成20年度から指名競争での入札  
対応ということに方向性を持っております。まず、そういう競争性を持つと  
いうことでは、一歩前進かと、こう思っております。

あと、川内地区、脇野沢地区につきましては、合併の中でも話し合いました  
ように、激変緩和といいますが、その地元での営業あるいは雇用というこ  
とにつきまして、そういう急激な変化を起こさないということでの推移を保  
っております。これにつきましては、合併後3年、いろいろ契約の中でもそ  
れぞれに地域の地元でなれてきたところもございまして、先ほど課長が言  
ったみたいに、もう少し時間をいただきたいと、こう思っております。

それから、合併後の首長同士のそういう申し合わせでございます。確かに  
私もその席に立ち会いまして、そういう地域の急激な変化ということを起こ  
さないためにも、今山崎委員ご指摘の指名関係につきましては、合併後2年  
間はそういう各地区での、例えばそのランクの指名であれば上位、その直近  
上位の地元の業者を入れるというようなことで対応してきておりまして、2  
年間を経過いたしております。その中で、各地域で合併前から継続してきた  
事業、例えば下水道等がありますが、それはその地区で、旧むつ市と比べて  
もかなり進捗が高い部分もございまして、地元の業者では賄い切れないとこ

るも出てまいりました。そういうことで、3年目を経まして、またその事業の内容によりましては補助もついてまいります。監査がございまして、国の会計検査もございまして。こういったことでは、旧むつ市のそういう所定のルールに従わざるを得ません。ただ2年間についてはそういう合併の事情という経緯がございまして。ただ、3年目に入りまして、正規のといいますが、そういう法的な問題を起こさないような形に戻したと。また、業界においても、その内容について十分理解はできたものと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今最も強くご指摘のごみのリサイクルの旧むつ市のスタイルでございまして、これはまた全国でも、あるいは県内に先駆けてとったそういう環境に優しくということでのリサイクルのシステムでございまして。これは、旧むつ市民にはかなり定着しております。大畑地区でもやっているのですが、一般ごみの業者が収集すると、指定日に、そういうことで、それとは別の経費を盛っていないというようなこともあります。ただそういう資源リサイクルという、旧むつ市のその方式については非常に評価され、それを今の段階で崩すということはなかなか難しい状況があるのではないかなという思いがございまして。

今山崎委員ご指摘のように、これからも廃棄物減量等推進員ですか、その辺も回数を重ねながら協議していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 最後に1つお伺いいたしたいと思っております。

この要綱、旧むつ市だけに適用して、各旧町村には適用しないと伺っておりますが、それはどういうことなのか、まずお伺いいたしたいと思っております。そのことについて、廃棄物行政の二重行政ではないのかなという感じをしているわけでありましてけれども、その辺についてお伺いいたしたいと思っております。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） お答え申し上げます。

先ほどのお尋ねと重複いたしますけれども、まず先ほどのお尋ねで、いつまで各地区ごとのやり方をするのかということについて、具体的に申し上げますと、例えば委託の方法でございまして、むつ地区は可燃ごみと、不燃ごみの収集委託を別々にいたしております。他の地区につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、それから資源ごみというのを一緒にして、収集委託をしております。4地区での委託の仕様が違いますので、例えば先ほど申し上げまし

たように、全地区を入札という制度にするにいたしましても、まずその収集方法を、いわゆる条件を同じにすると。そうしなければ、むつ地区はむつ地区のやり方、ほかの地区はほかの地区のやり方ということであれば、その辺の条件が違うものですから、まずその作業をやって統一すると。すると、おのずと連動するわけですので、委託に関しましても同じ方法でできますよということになりますので、その辺ひとつよろしくお願いしたいと思っておりました。

それから、先ほどのお尋ねで、2月1日付でむつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱というのを告示させていただきましたけれども、この周知期間でございますが、今定例会で今の予算議決をいただきますと、その後に入札あるいは随意契約等の事務に入りまして契約行為が生ずるわけでございます。そうしますと当然3月、今月の下旬からということになります。私もその辺十分考えまして、2月1日付でありますと、約2カ月近くの周知期間がございます。ということでむしろ周知期間を配慮して2月1日にいたしたつもりでございますので、その辺もひとつご了解をいただきたいと思っております。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

48ページの清掃総務費であります。ここに地方債589万1,000円とあって、何のための地方債なのか、ちょっとわからないので、説明をお願いします。

それと、ここのところの説明で公衆便所の管理、8カ所ぐらいでしたか、やっているということなので、その8カ所をちょっと教えてもらえればと思います。ちょっとメモしますから、ゆっくりおっしゃっててもらえればと思います。

そして次ですが、49ページの最終処分場の維持管理費が7,300万円ほど毎年出ているのですが、私なぜこんなにお金が必要かなというのをちょっと思いついて、最終処分場はただ埋めて土をかぶせる、それだけの作業かなというふうに思っておりますので、ここのところを主な経費を教えてもらえればなというふうに思います。

また、この最終処分場は何年くらいもつというふうに今はなっているのか。というのは、アックス・グリーンからはほとんど廃棄物はないというふうに聞いておりまして、かなり最終処分場に持っていくごみというのは減ってきているというふうに思っている。また最近搬入している主な廃棄物はこういったものが多いのかということもちょっと教えてもらえればなと思います。

以上です。お願いします。



○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） ご質問の1点目の48ページの清掃総務費の地方債589万1,000円ですが、これにつきましては、退職手当債を、給与費4,759万円の中に退職手当組合の負担金がございます。それに退職手当債を充当するという形になっております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 横垣委員のお尋ねにお答え申し上げます。

まず、最終処分場の経費関係でございますけれども、最終処分場に関しましては処分場周辺的生活環境保全のために必要とされます水処理などの維持管理を行わなければならないということになってございまして、各地区の処分場でございますけれども、そういう定期的に水質管理等もやっておりますので、そういう経費が主なものとなっております。

次に、何年かということでございますけれども、これはあくまでもその処分場が埋まるまでというような形になるかと思えます。

それから、どういうごみをやっているのかということでございますけれども、例えば側溝等の土砂とか、それから災害時に海岸等に流れ着きました漂着物等の搬入が主なものとなっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（新谷 功） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公衆便所の関係についてお答えいたします。

むつ地区が田名部地区公衆便所、大湊新町公衆便所、本町公衆便所、大湊浜町公衆便所、それから、大畑地区でございますが、新漁港公衆便所、港公衆便所、湯坂下公衆便所、小目名水洗便所、以上8カ所でございます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） まず、公衆便所のことでありますが、これ以外にも例えばゆとりの駐車帯にある公衆便所とかいろいろあると思うのですけれども、その管理の分け方がどうなっているのかというのがちょっとわからなくて、私としては公衆便所であれば、管理部門を一括したほうがいいかなというふうに思っていたのですが、そのところの公衆便所の管理の仕方というのをやっぱりこれからもうちょっと工夫したほうがいいかなというふうに思って、そこら辺の考えがないかどうかというのをお聞きしたいと思います。もしそういうふうになれば、いろんな委託にしても経費だとか、わかりますから、合理的に管理できるのかなというふうに思っております。

そして、ちょっと最終処分場があと何年もつかということについては、埋まるまでというふうな答弁だったのですけれども、そこをやっぱり何年もつかというのは全然計算されていないというふうなことでよろしいのでしょうか。ちょっと再度お聞かせ願いたいと思います。

それで、ここに搬入するごみが大体土とか砂とか海岸ごみというふうなことでありますので、もしこの土、砂、こういうものも側溝から出てくる、こういうのをもうちょっとリサイクルというか、そういう工夫、また海岸ごみもプラスチックから木材だとか流木、そういうのもいろいろあるのですが、そこら辺も分別すれば、最終処分場へ持っていくごみというのは結構減らせるかなというふうに思うので、そこら辺の考え方というのもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 先ほどはちょっと大ざっぱな回答で申しわけございません。詳しく申し上げます。

最終処分場を廃止するには、先ほど言いましたような水処理などの維持管理を行わなければならないということになっておりまして、それが条件でございます。廃止に必要な基準につきましては、国のほうの省令等で定められておりますけれども、一例申し上げますと、現在大畑地区の旧最終処分場でございますけれども、こちらのほうはいわゆる埋め立て終了ということで満杯になりましたよというようなことで、廃止の方向に向けまして水質検査等を行っておりますけれども、まだその基準をクリアしていない状況でございます。それがクリアされますと、当然国の基準に従いますので、廃止ができるということになるわけでございますけれども、これはあくまでも処分場の一番底にたまっております保有水とありますけれども、保有水がその基準をクリアをすれば廃止してもいいですよというようなことになっておりますので、まずまずそれが第1条件になると思います。それで……

（「何年もつかということを知っているのだよ」の声あり）

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） ですから、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも余裕があるうちは継続して使いますよということでございます。なぜかと申しますと、例えば今話ししましたように、災害時に大量に発生した災害ごみ等を処理する場合にも、当然最終処分場が必要となりますので、そういう意味合いも含めまして、そういう残余容量といいますか、余裕があるうちは使わせていただきたいということでございますので、その辺ひとつご理解いただきたいと思っております。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（新谷 功） 環境対策課長。

○民生部環境対策課長（清藤巡一） 先ほどのお尋ねですけれども、公衆トイレの管理が全部一緒のほうがいいのではないかというお尋ねだったと思いますけれども、我々は一般の公衆トイレ、俗に言うだれでもが使えるようなトイレが私どもの環境対策課の所管になっております。多分目的別に、例えば観光施設であろうとか、海水浴場であるとか、それらでもって分かれているのではないかと察しております。

その分類されたのを、本当は一緒にすればいいのではないかというお尋ねですけれども、その辺はまたこれから詰めの作業に入りますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） スムーズに聞きたいと思います。

まず46ページ、老人保健費、それと47ページの予防費について1点ずつお聞きしたいと思います。

まず、老人保健費の健康診査費でございますけれども、平成18年度の実績を、12月の決算資料を見ても、受診率がよいとは言えないように私は思いました。平成19年度の結果については、まだわからないわけでございますが、この受診率向上のために平成20年度、何か対策を考えておりましたらお聞かせください。

それと、予防接種の関係でございます。この予防接種の種類、対象者数をお知らせ願いたい。そしてまた、この予防接種、やはり受診率100%を目標に事業を進めることと思うわけでございますが、またその対策をどのように講じているかもお聞かせ願いたい、このように思います。

○委員長（新谷 功） 健康推進課長。

○保健福祉部副理事・健康推進課長（吉田市夫） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

健診でございますけれども、ご指摘のとおり伸び悩んでおります。旧町村におかれましては44%、45%という全国的な受診率を推移しておりますけれども、むつ地区においては20%前後ということで非常に低い受診率でございます。平成20年度の事業をどうするのかというお尋ねでございますが、平成20年度は健診センターのほうに、平成19年度は34回の受診回数でございますけれども、これを48回お願いしてございます。そして、むつりハビリテーション病院に特定健康診査の委託をする予定で、年に8回、土日をかけて、仕事を持っておられる方でも受診できるようにというふうに対応しております。

次に、予防接種の事業でございます。予防接種の事業は、ポリオ予防接種、これは急性灰白髄炎という小児麻痺のかかる病気でございます。二種混合予防接種、これはジフテリア、破傷風、小学校6年生が対象となるものでございます。次に、三種混合予防接種、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、これは乳幼児期に接種するものでございます。次に、麻疹、風疹混合予防接種でございます。これは、はしか、三日はしかというものでございます。それから、BCG、結核でございます。それから、高齢者インフルエンザ予防接種、以上が予防接種の事業とその疾病に対するものでございます。

対象者数は、むつ市の1年間の出生数というのが大体450から500名という推移でやっております。ですから、その都度、乳幼児期に接種するもの、1歳で接種するもの、それから小学校に上がる前に接種するもの、今新しくできました麻疹、風疹のはしかが中学校1年生に上がってからもう一回やりなさい、高校3年生でもう一回やりなさい。と申しますのは、最近の子供さんは、外で遊ぶということがなくて、小さいころに接種受けたものが自然と18歳、大きくなるにつれて、その菌が体の中からなくなると。そのために大学等で、はしかが蔓延して休校になるという事態が発生いたしましたけれども、政府で平成20年の4月から中学校1年生と高校3年生を対象にして実施いたします。ですから、この人数というのはあくまで450人から500人のむつ市の1年間の出生数を出していただければ推計できるのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 健康診査費の老人関係のほうについては、わかりました。まず、この受診対象者に病気予防の認識をさせまして、早急発見に努め、明るく元気に暮らせるようお願いをしたい、そのように思います。

予防接種の関係で副市長にちょっとお聞きしたいのですけれども、このただいま対策をお聞きしたわけですが、住民の健康を守る意味からも、この予防接種を無料化にするというお考えはございませんか。そのお気持ちをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（新谷 功） 健康推進課長。

○保健福祉部副理事・健康推進課長（吉田市夫） 副市長のほうに求めましたのに私で大変申しわけございません。

医療に関しては、この予防接種というのは、ほとんどが薬品代でございます。特に個人で負担するというものについては、例えば今の中学校1年生のはしかの予防については集団で、学校でやってくれるという、先般教育委員

会にお願いして中学校長から承諾をいただきました。ですから、そこについては学校医が2時間1万9,000円の日当で対応いたしますので、市民の方からはお金を取らないのです。全部市が、消耗品費で薬品を買って薬を投与いたしますので、市民の方からはいただいておりません。

それからまた、そのときぐあいが悪くて集団で学校で接種ができなかった場合についても、病院で受けた方については、幼児、こういう高校の接種についてはすべて無料です。お金をいただいているのは、インフルエンザの老人に対する予防接種だけいただいています。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 大変不勉強で申しわけございませんでした。このことについても、受診率向上のためにひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） ちょっと時間が押しておりますので、はしょって申し上げますけれども、49ページのじん芥処理費でございます。先ほども最終処分場の維持管理費の質疑がございました。最終処分場というのは、市内に何カ所あつての維持管理なのかということと、それから清掃センター維持管理とこの違いがございまして、この清掃センターと最終処分場との、これはどう違うのか、ちょっと教えてください。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） 馬場委員のお尋ねにお答え申し上げます。

まず、最終処分場の関係ですけれども、最終処分場は8カ所でございます。現在使用中のところは4カ所ございまして、先ほど申し上げましたように、使用は終わってはいるのですけれども、そういう基準等をクリアするための水質検査を行っているところが4カ所、計8カ所ということになっております。

それから、清掃センターの関係でございます。これは旧町村のほうの清掃センターがございまして、もとの焼却場でございます。建物があるほうでございますので、その建物の維持管理費と。ですから、埋め立てする処分場とは別に焼却していた清掃センターのほうの維持管理費でございます。旧町村3地区ということになります。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 8カ所のうち4カ所が今現在使用していると、あと4カ

所は使用はしていないけれども、まだ廃止にはなっていないと、こういう理解でいいですね。4カ所は使用していると、4カ所は使用していないけれども、まだ廃止には至っていないと、こういうふうに理解しましたけれども、再度お答えください。

それから、清掃センターは、そうしますと3カ所ですか。脇野沢地区と川内地区と大畑地区にあると。ここは、現在も使われて、予算出ているからどこに出ているかわからないですけれども、使われているのでしょうか。さっきも話、質疑ありましたけれども、むつ地区ももう既に使用期限は過ぎているはずなのですよね。ただ、新しいアックス・グリーンができて、搬入量が非常に少なくなったということもありましょうし、我慢して使っているという実態は私もわかっておりますけれども、ただ民間の青森クリーンの最終処分場も恐らく稼働しているのではないかなと思うのですけれども。できれば早目に、早く廃止の方向に向けたほうが私はいいのではないかと、こんなに毎年維持管理がかかるような形では、ちょっと大変ではないかなと、こう思うのです。廃止基準をクリアするにどれくらい金かかるのか、私わかりませんけれども、前にもかなり問題があったのです、むつ地区の場合。いわゆる排水関係が主になるだろうと思いますけれども。この最終処分場、これ大きいですから、7,364万7,000円ですから、排水のその管理だけでこんなにかかるわけではないと思うのですけれども、この辺、最初に4カ所、まだ廃止に至っていない4カ所、見通しはどうなのか、含めてお願いします。

○委員長（新谷 功） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事・廃棄物対策課長（松橋秀人） それでは、お答え申し上げます。

まず、清掃センターの関係でございます。現在使われているのかということでございますけれども、各地区で、例えば資源ごみとの関係で、一たんそこで積みかえをすとかというような作業をしているのです。ですので、この清掃センター、焼却炉そのものは稼働しておりませんが、清掃センターの建物内でそういう作業で使っているということで、その清掃センターの維持にかかる管理費ということでございますので、まずこの点ひとつご理解をいただきたいと思っておりました。

それから、最終処分の関係でございますけれども、この内訳、若干申し上げさせていただきますけれども、例えば水質検査等の関係がございまして、この関係だけでも約4,500万円ほどかかるわけです。いわゆる8カ所分でございますので。それから、環境調査等で約990万円、それから検査に使用する薬品代等で約300万円、そういうふうなことで、こういう経費になってい

るということでございますので、この辺をひとつご理解をいただければと思っております。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） どうも簡単にご理解できない数字なのですよね。これは、ほかの公害対策か何か、全員協議会でもいいのですけれども、ちょっと議論する必要があるのではないかなと思うのです。どこの業者を使ってどうなっているのかというのは全くわからないのですけれども、全然この辺にないそういった特殊な仕事だから4,000万円もかかるのか、そうかという、軽くそういうわけにはいかないなど。今後の議論の材料にしなければいけないなど、このように考えております。

終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

次は、第5款労働費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 50ページをお開き願います。第5款労働費、第1項労働諸費のうち第1目勤労青少年ホーム運営費であります。勤労青少年ホームは、市内に働く青少年の余暇活動の場として利用されているものであります。そうではありますが、施設利用の受け付け及び清掃等の業務に要する委託料が主なものであります。

第2目労働諸費は、出稼ぎ対策、高齢者及び若年者雇用対策等に要する経費でありまして、主なものは出稼ぎ援護事業としての出稼ぎ労働者健康診断委託料149万1,000円、高齢者職業能力開発事業として、むつ市シルバー人材センター運営費補助金1,100万円、さらに勤労者生活資金融資制度の裏づけ資金貸し付けに要する原資として1,000万円を東北労働金庫に預託するため貸付金に計上しております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第5款労働費についての質疑を終わります。

次は、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（村川修司） 予算書51ページ、第6款農林水産業費の

第1項農業費、1目農業委員会費についてご説明いたします。

歳出の内容といたしましては、農業委員費及び委員会運営費にかかわる経費で、委員報酬、費用弁償等が主なものであります。前年度に対しまして、72万円の減となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 第6款農林水産業費のうち経済部が所管しております項目について説明させていただきます。51ページをお開き願います。

第6款農林水産業費、第1項農業費のうち第2目農業総務費であります。農業振興に従事する職員の人件費のほか、農業関係団体の負担金並びに会費等が主なものであります。

第3目の農業振興費は、農業の振興に要する経費でありまして、19節の負担金補助及び交付金が全体の78%を占めております。その主なものとして、むつ市脇野沢農業振興公社運営費補助金619万円、中山間地域等直接支払交付金541万337円となっております。また、「むつ市のうまいは日本一」の関連作物を育成支援することを目的に、夏季冷涼な気候を生かした加工用イチゴの栽培を推進する「夏秋いちご」日本一飛躍産地育成事業の事業主体となるはまなす農協に153万6,000円、野平高原野菜生産組合が生食大根の作付面積の増大に必要な大根洗浄機ドライブコンベヤーを導入する野菜花卉産地ステップアップ支援事業に99万9,000円、さらに平成19年11月に川内戸沢地区にワイナリーが建設落成し、地元での原料の栽培、生産から製造販売まで一貫した体制が整備されたことから、おいしい果物産地振興事業により作付面積を広げ、原料の増産を図る農業生産法人エムケイビニヤードに対し、212万1,000円の補助金をそれぞれ計上しております。

52ページの第4目農地費についてであります。これは農道用排水路等土地改良に要する経費でありまして、まず主なものは、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業を平成19年度から平成23年度までの5年間で市内4地区、大室平、銀杏木、小沢、滝山、源藤城であります。その4地区で実施するため事業費の4分の1の66万9,000円を負担金に計上しております。

また、農業経営の合理化と農業生産力の向上を目指し、むつ山辺沢、川内町、大畑の各土地改良区及び土手内揚水機組合が行う農業用施設の維持管理にかかる経費を助成するために247万8,000円を補助金に計上しております。

次に、52ページの鳥獣対策費についてであります。サルについては、平成19年度までに天然記念物の保護の立場から教育委員会で所管しておりますが、平成20年4月1日から青森県で策定した第2次特定鳥獣保護管理計画が



施行されることにより、人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減の対策として群れの個体数調整及び除去が可能になったことにより、保護と被害対策を切り離して、クマ、サルなどの有害鳥獣対策を農林畜産行政の中で一体的に推し進め、民生の安定を図るため猿害対策を市長部局に所管がえするものであります。有害鳥獣の対策に要する経費のうち7節の賃金1,792万円が全体のおよそ65%を占めております。これは、野猿監視員、野猿捕獲人夫賃及び野猿公苑管理人等野猿にかかわる人夫賃延べ2,726人分とクマの被害対策のための人夫賃8人分でありましたが、このうち新たに大畑町二枚橋地区と川内町蛸崎地区に延長1,500メートルにわたり京都大学霊長類研究所の特許ライセンスを製品化したサル食害防止用電気ネットを設置する人夫賃と大畑地区の野猿監視人を1名から2名体制にするための増員分が含まれております。

さらに、新たな被害対策として、猿害対策として効果が期待され、全国的に普及が進んでいるモンキードッグを活用した人家及び耕作地周辺において追い上げ及び追い払いを平成20年度から導入し、通年実施されております野猿監視業務及び電気さく設置等とあわせ、農作物被害等の軽減を図るため訓練されたモンキードッグ2頭の購入費用100万円及びサル追い払い銃1丁16万8,000円等を備品購入費に計上しております。

53ページの畜産業費のうち第1目畜産総務費は、畜産振興に従事する職員の人件費及び市有牛貸付事業審議会委員報酬であります。

第2目畜産振興費は、畜産の振興に要する経費でありまして、主なものは社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に対するいのししの館等管理運営業務委託料として505万9,000円を、水川目地区に酪農振興基地を建設するための基本構想策定に要する委託料200万円を計上しております。そのほか備品購入費180万円は、市有牛貸付事業繁殖雌子牛導入に係る黒毛和種3頭の購入代金であります。

第3目牧野管理費は、市営牧野及び畜舎の維持管理に要する経費でありまして、むつ地区牧野の指定管理者、農事組合法人みなみ農園開発に2,466万円、むつ市川内地区牧野管理組合に325万5,000円、脇野沢地区牧野の指定管理者であるむつ市脇野沢農業振興公社には331万7,000円をそれぞれ前年と同額の委託料を計上しております。また、牧野用地の使用料及び賃借料として440万8,000円を計上しております。備品購入費118万円は、市内3地区の灌木草の収穫に要する農機具購入にかかる経費であります。

54ページの第3項林業費、第1目林業総務費であります。大畑地区で実施しております林業振興対策協議会による育樹補植に対する助成を補助金に

計上しておりますほか、林業関係団体への負担金及び会費等が主なものであります。

第2目林業振興費であります。下北地域森林整備計画及びむつ市森林整備計画をもとに素材生産量を増大し、原木の低コスト安定生産体制の整備を目的に高性能林業機械を導入する市内5事業体を助成するため、2,497万1,000円を負担金補助及び交付金に計上しております。また、木材工芸センターにかかる指定管理料101万6,000円を委託料に、同センターの地域特産品生産機械の修繕が必要なことから、修繕料50万6,000円を計上しております。

さらに、平成19年度から平成23年度までの5カ年で実施する私有林の健全化施策推進のための森林整備地域活動支援推進交付金450万円を負担金補助及び交付金に計上しております。

第3目造林費であります。これは川内地区公有林の森林施業に係る現地調査等に係る経費214万8,000円を賃金及び事務経費に、委託料には川内町川代地区で実施する健全な森林造成のため、除間伐するための委託料673万5,000円を計上しております。

第4目林道費についてであります。市で管理しております林道補修に係る経費であります。

55ページをお開き願います。第4項水産業費、第1目水産総務費についてであります。水産担当職員の人件費と県からの委託事業であります海面漁業漁獲数量調査事業に要する経費として、調査員の報酬、事務費を計上しております。大畑町水産加工業協同組合損失補償費500万円ではありますが、大畑町水産加工業協同組合が昭和55年に協業する際に必要な運転資金として5億1,000万円を金融機関から借り入れた際、旧大畑町が損失補償契約を締結しておりますが、組合で支払いの滞った残額1億6,254万8,000円を損失補償履行に関する覚書に基づき平成15年度から平成24年度までの10年間で履行するためのものであります。

次の水産振興費は、水産振興に要する経費でありまして、主なものはむつ市、川内町、脇野沢村の3漁協がそれぞれ事業主体となって実施するホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業に要する補助金398万5,000円、大畑町漁協と川内町漁協が実施するサクラマス、ヤマメ、イワナ、アユの放流に要する各種苗放流事業補助金119万3,000円であります。また、工事請負費として脇野沢流通センターと一体的に有効活用するため、隣接するマリンハウスと結ぶ渡り廊下増築工事、良質で安全安心な水産加工品を生産するため、床や給湯管を改修して衛生管理を徹底する水産加工センター改修工事、マダラの種苗生産に加えてナマコの種苗生産にも着手するため、より浄化された海

水を取水する脇野沢魚類種苗生産施設ろ過器整備工事等に要する2,000トンで15万5,000円を計上しております。

56ページの第3目漁港管理費は、漁港の管理に要する経費でありまして、主なものは、旧大畑町のフェリー埠頭用地購入に係る契約に基づき、全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会へ、平成3年度から平成22年度まで支払うことになっております大畑漁協多目的利用施設、通称フェリー埠頭施設でございますが、その購入費として7,091万151円を公有財産購入費に計上しております。

また、漁港管理費の500万4,000円につきましては、管内各漁港施設の光熱水費及び県への漁港施設占用料でありまして、浜奥内漁港整備事業費1,450万円は維持浚渫工事費800万円及び港口に堆積する砂を根本的に防ぐために漂砂の状況を確認する調査費650万円を工事請負費及び委託料に計上しております。

第4目漁港施設整備費の負担金補助及び交付金は、県が管理する漁港の整備に当たっては、地元市町村が原則的に事業費の1割を負担することになっております。港整備交付金事業費負担金2,600万円は、青森県が事業主体となり、宿野部漁港及び正津川漁港の防波堤を新設するための事業費2億6,000万円の1割負担分であります。水産物供給基盤整備事業費負担金であります。脇野沢漁港と大畑漁港を整備するものでありまして、脇野沢漁港の事業費1億4,000万円の1割負担分1,400万円と第3種大畑漁港の事業費1億9,000万円に対する負担割合は、特例として平成23年度まで0.8割と優遇されており、その1,520万円を負担金補助及び交付金に計上しております。

第5目関根漁港施設整備費は、平成19年度から平成23年度の5カ年の期間で総事業費20億円で計画され、平成20年度は事業費3億500万円で、第2北防波堤91.5メートルの消波ブロックかさ上げと、第3西護岸、延長70メートル及び第3西防波堤80メートルの新設となっております。また、災害関連事業として平成18年10月に被災した関根漁港第2西防波堤の消波工30.5メートルの設置に2,620万円を計上しております。

以上が第6款農林水産業費のうち経済部が所管しているものでございます。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 恐縮ですが、予算書52ページをお開き願いたいと存じます。第6款農林水産業費、第1項農業費のうち建設部が所管いたします5目の地籍調査事業費についてご説明いたします。

この費用は、現在法務局に備えつけられている公図や登記簿は、現状とか

なり相違があることから、精度の高い測量技術により、新たな地図と地籍簿を作成し、地籍の明確化を図るための地籍調査に伴う費用を計上しております。

平成20年度は、松山町、金谷1丁目の一部、それから大字田名部字松山の一部0.24平方キロメートルを予定しております。主な経費といたしましては、7節の賃金、これは4月から翌年の2月まで雇用する臨時職員の人件費でございます。13節委託料は、予算全体の67%を占め、先ほど申し上げました0.24平方キロメートルの地籍調査事業に係る測量を初め地籍図及び地籍簿等の作成を委託する経費でございます。

なお、総額の約95%に当たります653万2,000円に対し、県、国から4分の3の補助金489万9,000円が交付される予定となっております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 1点だけお尋ねします。

商工費でもよかったのですが、今「むつ市のうまいは日本一」というキャッチフレーズが出ましたからお尋ねします。「むつ市のうまいは日本一」の政策を展開しておりますが、この費用対効果を数値で示してください。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 村中委員ご承知のとおり、「むつ市のうまいは日本一」のキャッチフレーズをつくりましたのは現市長でございます。7月に就任して、何とかこれをもとにむつ市民に美味しいものを認識していただいて、それを産業の振興に結びつけようというふうなことで私ども指示をいただいて動いてまいりました。

経済的な投資と効果でございますが、私ども、はっぴを着て、バッジをつけて、のぼりを立てて、何とか皆さんに来ていただこうと市政だよりもお知らせしておりますし、いろいろな新聞等にもお願いしております。はっぴ等には地方再生モデルプロジェクトのほうで県のお世話になりまして、約90万円ほどかかっておりますが、10分の10の国の補助でございますので、市の持ち出しはゼロ円でございます。

それから、下北食の祭典でお披露目をいたしました。むつ商工会議所が主催しているものに私どもも長年お手伝いさせていただいておりますけれども、その場を利用させていただいて、皆さんと一緒に、その行事を盛り上げましたので、その費用もゼロでございます。

また、2月23日、24日の両日開かれました「むつ市のうまいは日本一！」

フェアでもゼロ円でございます、今のところ費用はかかっておりませんが、効果は後ほど見えてくるものと期待してございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） いいです、各項目はどうでもいいです。総体的に、ただで幾らかかったか。後ほどというのは、ではいつなのか。この展開は、精神論的政策では説明がつくのです。理論的政策では全く説明がつかない政策なのです。ですから、追跡調査をして、ナマコでもいい、アカガイでもいいです。幾らであったのが幾ら伸びたのか。川内町漁協さんなんかは、これをやらなくても伸びたという話があるのです。企業努力、漁協努力がありますから。ですから、あれは国の補助で90万円がただだとか、あれがただだとかではなくて、もう一度お願いします。費用対効果を数値で示していただきたい。もし出ていないのであれば、いつ出すのか、これをよろしくお願いします。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 費用対効果は、ただいま出ておりません。

いつ出せるのかも、今の私どもには見当がつかない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 見当がつかないということは、そうしますと費用対効果のその検証はしないということでしょうけれども。そうしますと、行政評価とか行政効率というものは、これについてはやらないということでもいいのですか。では、今ただだとか、90万円かかったとか言っていますけれども、幾らかかって、幾ら売り上げが伸びたと、一球入魂かぼちゃですか、さっきも言いましたね。だから、しなければいけないでしょう。ただ、この政策をやったから、「むつ市のうまいは、日本一！」で売れた、売れた、売れた、経費がかからない。だめです、やらなければ。出ていないのはわかりました。そうすると、やらないみたいな答弁ですけれども、やらなければ、どこで成功して、どこでどれくらいかかったかわからないではないですか。どこの民間だってやっていますよ。例えば一つの現場があれば、ここで幾らかかって幾らもうけたかやっています。この「むつ市のうまいは、日本一！」、いつごろ費用対効果を数値で示せるのか。やらないということはないです、税金でやっているのですから。ただだろが何だろが。お願いします。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 先ほど村中委員がおっしゃいましたとおり、「むつ市のうまいは日本一」というふうなものをやらなくても川内町漁協がそれな

りに伸びていくでしょうというふうな要因もございますでしょうし、やらないというふうに申し上げたのではなくて、今のところそういうふうな検討をする段階にはございませんということで、そういうふうなものは、やった分についてはどのようになっているかというものは、きちっと確かめなければいけないし、やるべきものと私も認識しております。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 53ページの畜産振興費ですけれども、いのししの館の指定管理、これは平成18年度から指定管理を受けてことしで3年目になります。金額を見ますと、3年間大体同じですけれども、この指定管理料の中に、消費税が含まれているのかどうか、まず1点お伺いいたしたいと思います。

この物価が高騰している中で、一つの例を申し上げますと、灯油も当時の計算からいくと65円です、平成18年度。今は89円、24円の差額があります。そういう中で、1年間を通すと相当数の差額があるので再計算すべきだと、このように私思っておりますけれども、その辺について、お伺い申し上げたいと思います。

それから、54ページの林業振興費、2目です。大変勉強不足で申しわけないのですが、これは県の補助金だと思いますけれども、先ほど部長が言ったように、ちょっと中身をもう少し詳しく聞きたいのです。森林整備地域活動支援交付金、この事業内容、これをまずお聞かせ願えればと。何年かかるのか、この点についても、去年から何か予算がついているようですけれども、その辺をひとつお願い申し上げたいと思います。

それともう一点、大安寺やすらぎの森の管理費です。この内容についてもお知らせ願えればと、このように思っています。

それと、その下の森林・林業・木材産業づくり交付金、これは団体にやっているのか、その事業内容等をもっと詳しくお知らせ聞きたいと思います。

もう一つ、今度は56ページです。今私の前に村中委員が言ったように、むつ市のうまいは日本一プロジェクト事業86万5,000円、のっておりますけれども、私は大きなこういう新しい市長の考え方で新規事業を持ったわけですから、その内容がどのようなのであるのか。前にも私言いましたけれども、先般青森市で、我が旧脇野沢村では長年やってきた大きなイベントがありました。そこに市長もはんてんを着て出ました。そういう中に下北の名産といいますか、特産品をそこで使って大きなイベントをやっているわけです。先般私も個人的に市長と行き会ったとき、あなたは自分で掲げたそういう大きな目標を本当に隅々まで見て予算化したのですかと。逆にそういうものを少ないけれども、1万7,000円減額しているのではないかと、こういう話もしま

した。だから私何回も言うけれども、市長がいなければ、そういう答弁ができないだろうと、部長の段階ではだめだと、こういうことをまず申し上げたいと。

以上、私の質疑に対してお答え願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） お答え申し上げます。

まず1点目は、いのししの館の指定管理費の中に消費税が入っているかどうかという問題でございます。これにつきましては、指定管理料算定の際には支払い消費税は入ってございません。ただ、支払い消費税がどういう事態に発生いたしますかと申し上げますと、まず委託費に消費税5%課税になります。ただ、各種支払い、例えば先ほど出ておりました灯油代ですとか、各種消耗品、それらには消費税を含んだ形で支払いされてございます。そういったことで、仕入れから支払いのほうを差し引きいたしますと、課税対象となって出てまいりますのが人件費分のみが消費税の課税対象となってまいります。この点につきましては、次の指定管理の時点で検討させていただきたいと思います。

それから、2点目の灯油価格高騰に伴う指定管理料の増額ということかと思えます。確かに灯油価格高騰してございます。これについては、指定管理費の各項目別の用途を調査いたしまして、トータルの指定管理料の中で処理されているというふうに判断してございます。

3点目は、大安寺の管理費についてでございますが、大安寺やすらぎの森の管理費につきましては、主なものは清掃等の賃金でございます。そのほかにトイレのくみ取り料5,000円がでございます。

それから、4点目でございますが、森林整備地域活動支援交付金、これは平成19年から5カ年にわたりまして境界の刈り払いですとか、場所の確認、最近の山林を取り巻く状況といいますか、所有者自身が自分の山林の場所がわからない、どういう状況になっているのか確認できない、こういうふうな状況がございまして、これが間伐なり除伐なりの施業になかなかつながっていかないという現実がございまして、これらを解消するために、まず場所の確認等々をやって、これが森林組合等々で実施いたします集約施業につなげていって、間伐、除伐等の面積の拡大、ひいては森林の健全な成長を図るという趣旨の事業でございまして、これは国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1の負担で実施されるものでございます。むつ地区が6団地、それから川内地区が4団地、大畑地区が1団地、脇野沢地区が1団地で、合計900ヘクタールで実施されてございます。平成20年度も引き続き実施いたしたいと

考えてございます。

それから、5点目でございますが、森林・林業・木材産業づくり交付金、これは部長から概要説明ございましたとおり、市内5業者が高性能林業機械を導入いたします。これについて、県の補助金が3分の1から10分の4、それぞれの機械によって異なりますが、主なものはフォワーダ、ハーベスタ、グラブルのウインチつき、これらの高性能林業機械を導入する費用に対する助成金でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 水産課長。

○経済部水産課長（笠井哲哉） 山崎委員の「むつ市のうまいは日本一」関係のお尋ねについてお答えいたします。

「むつ市のうまいは日本一」をスローガンとして産業の振興を図ることから、今年度経済部内に「むつ市のうまいは日本一」啓蒙拡大推進会議を立ち上げております。部長からもそのフェアの開催ですとか、食の祭典に協力ということは、るるご説明いたしましたので、省略させていただきますけれども、攻めの姿勢で今後とも農林水産物の消費拡大を図って販売促進に対する第1次産業における生産者の下支えに取り組んでいきたいという考えであります。

委員ご承知のとおり、今回86万5,000円の事業費に対して対象経費は78万9,000円ということで、むつ小川原地域産業振興プロジェクト支援事業の助成を受けております。それは、補助率は10分の8ということで、63万1,000円の助成を受けることで要望いたしております。

また、山崎委員も漁業には非常にご理解が深く、漁業者の命の次に大事なものは、大げさですけれども、命を守る漁船、船だと、私はそう考えています。それらの船を災害等から守るための漁港整備ですとか、そういうものにも経済部所管の予算として第1次産業関係に配分して一生懸命取り組んでいこうと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） これから今度の指定管理から考えるということなのですが、これも指定管理の協定書第2条に、1から10まで読めば時間がかかりますけれども、著しく変わった場合、不相当となったと認められるときは、この限りでないという条項がありますね。これに適用しないということですか、そうすれば。このために、相当数の赤字を出しているというような状況になっているわけです、中身を見れば。私は、この条項を、中身を検討した中で、当然再計算してしかるべきだと。ただ、問題は当時のいきさつを、



私も理事でありましたから話を申し上げますと、当時の指定管理、我が村でやってきたときの、その金額を10%減額して、そして予算をつくれというようなことで指導されたということを理事会で話をされておりました。だからそのときは、この消費税などというのは全然かからない、そして指定管理を受けた時点でもって消費税がかかる。そうすれば、当然消費税がもう持ち出しになるわけですから。そのことを含めても、当然再計算すべきだと、私はそう思っています。そこのところをまず再質疑でお願い申し上げたいと思います。

あと、林業振興費については、わかりました。当然境界が大変複雑ですから、そういう場所の確認等もあってのことだろうと理解をいたしますけれども、ただ大安寺のやすらぎの森、これは寺ですか。個人の寺でないのですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っています。人夫賃とかくみ取り料とかということなのですけれども、その辺ちょっと私の理解と違うのであれば、お答え願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） まず、指定管理料について答弁いたしたいと思います。

協定書の中では、著しく情勢が変わった場合には、指定管理料変更協議できるとうたってございます。そのとおりだと思います。ただ、私も今とらえていますのは、総体的な指定管理料の枠の中でどうかという観点から判断をいたしてございます。指定管理制度になって、これまでの一般的な委託管理から指定管理制度に変わった際の費用の算出等につきましては、市のほうでも積算いたしましたし、それから脇野沢農業振興公社のこれまでの実績等も勘案して、どの数値が適当かということで積算したものであります。

消費税につきましては、先ほど申しましたとおり、指定管理料には5%の消費税がかかるわけですが、一般的には管理費にかかわる消耗品ですとか燃料費ですとか、それらにも支払い消費税が含まれてございますので、トータルでは歳入歳出消費税の部分はゼロという計算になるわけですが、ただその管理料の中に人件費が含まれてございますので、その人件費分は消費税の課税対象、納付額が生じてまいります。これらにつきましても、先ほどの燃料費の高騰等と合わせた部分で、トータルの指定管理料、総枠の中で考えていきたいというふうに思います。

大安寺やすらぎの森につきましては、大畑庁舎の担当課長よりご説明申し上げます。

○委員長（新谷 功） 大畑庁舎産業振興課長。

○大畑庁舎産業振興課長（澤谷松夫） ただいまの大安寺やすらぎの森の関係でご答弁申し上げます。この用地は、市が宗教法人大安寺さんからお借りした土地を県営多目的保安林整備事業で公園として整備して管理しているものでございます。それに伴う分の経費でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） これは何回議論してもかみ合わないのですけれども、会計士のほうから聞くと、当然これは消費税も含むべきだという話も聞いております。よそのほうの指定管理しているところは、それなりの消費税を入れて、なぜこのいのししの館だけそうなのかと。何回も言うけれども、平成17年のとき、平成18年度指定管理を受ける際のいきさつだってあるわけですから、その辺をもう一度考えてやってほしいなど。補正でもよろしいですから、その辺をもう一度検討してほしいと。このことをまずひとつ要望しておきたいと思います。

大安寺の分については、保安林に指定されているというようなことでありますから、それは理解をいたします。

以上、終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（新谷 功） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 委員長にお願いがあって議事進行をかせさせていただきました。

今の山崎委員の質疑は、自分が理事者である団体に対しての質疑でありました。内容をぜひ精査していただいて、お金にかかわる部分については、精査をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（新谷 功） ただいまの斉藤孝昭委員の議事進行に対しましては、委員長としては考慮いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ申し上げます。

56ページの、これは水産振興費の中のマリンハウス管理費ということで470万円、これは去年は計上されなくて、2年前の平成18年度も597万7,000円と計上されていて、当時は工事費だという説明でありましたが、今回も同じものでしょうか。もし工事費であるならば、ここの項目は施設整備と管理費となっているので、マリンハウス施設整備というふうな書き方にしたほうがいいのではないかと思います。

それと、このマリンハウスは大平のところにある施設だと思うのですが、今県のほうで勝手に船をとめるとだめだということで指導していて、そしてこのマリンハウスにそれなりにきちっととめるような形になっているとは思いますが、これは収入があるものなののでしょうか。収入があれば、どのくらいかをお知らせ願います。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） このマリンハウスは施設整備管理費2,128万9,000円のうちマリンハウスの管理費と書いてありますように、これは脇野沢のマリンハウスでありまして、指定管理に伴う、先ほど私が説明させていただきました渡り廊下の工事請負費部分でございます。

以上でございます。

（「委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（新谷 功） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 市長の委員会出席問題、出席問題と言ってもいいくらい、ここしばらく出席すべきだ、いや、それはルールでなくていい。さっぱりどっちとも結論が出ないままにこのままになっているのです。

そこで、若干私なりに聞き合わせますと、旧むつ市議会の慣例として分科会方式で予算審査特別委員会をやってきたから、言うなればある意味ではその委員会に出る機会もなかったのか、出る必要がなかったのか、そういう一つの慣例ルールがあったみたいで、合併後はこのような全体での委員会をつくっているわけでありますから、そういった意味では、かつてのルール、かつての議会と理事者の申し合わせがあったのかは、具体的にはわかりませんが、あったとしても、それは既に無効なはずなのです。ルール、やり方が違ってきますから。つまりそういった意味では、どっちなのか、こっちなのか、はっきりしてください、委員長。すぐでなくて結構ですが。午後からなり、方向性なり、また議運で議論すればいいのか、代表者会議で議論すればいいのかわかりませんが、いずれにしても、出席すべしという声が多いようでありますから、私としてもできれば出席してほしい、こう思いますが、いずれにしても、きちっと議会の権能はこうだという点を示してほしい。

以上であります。

○委員長（新谷 功） ただいまの川端一義委員の議事進行の趣旨は了解いたしました。

ここで午後1時15分まで昼食のため休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時15分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川端一義委員の議事進行につきましては、ただいま議会改革の検討作業が行われておりますので、委員長をして議長に対し、予算、決算の特別委員会の運営方法、進め方とあわせまして、市長の出席についても検討していただくよう要請をいたしましたので、ご了承願います。

馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 私7日の日も、たしかどういう審査の方法をとるかということで意見を述べたのですけれども、やり方については、もう既に順序は決まっているしということで事務局のほうから、今回はこのとおりやってもらいたいということで置きかえられたわけです。その後山崎委員のほうから市長にいてもらわないと困るということがありまして、私そのときにも申し上げましたが、あくまでもこれは特別委員会でどうしますかということで決めるべきものであって、これ改めて議会改革どうのこうのということでは私はないと思います。今分科会方式でという話もあったようですけれども、以前は分科会方式でやって、予算あるいは決算に対しては分科会方式をとることで、市長のいる前では総括質疑という形でやってきた経緯があるわけですが、私12月定例会に出て、全員が一緒になって審査をする特別委員会がありながら、いわゆる議案の質疑も行っているということにちょっとおかしいなと思ったのです。いわゆる今のような状態の場合は全員が一緒になって審査するわけですから、これは当然市長がいるべきであって、先ほど副市長が言っていましたけれども、議案の質疑は終わっているからという話がありましたけれども、私は議案質疑するそのものがちょっとおかしいのではないかなと思ったのです。あくまでもこの特別委員会の中でどういう方法をとって審査するかということを決めるべきものだ、私はそう思います。

○委員長（新谷 功） 委員長から申し述べさせていただきます。

ただいまの馬場委員の趣旨は、理解をいたしました。ただし、この件に関しては、代表者会議の中で議論を進めてまいりたいと、このように思います。この件は、特別委員会は会派代表者会議の所管事項にもなっておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 代表者会議の所管事項でこの特別委員会がつくられたということですか。この特別委員会をつくってやりましょうと、これは審査ですから、予算及び決算に対する審査については、どういう審査方法にしますかと、全議員で特別委員会を構成してやりましょうということで決めたわけ

でしょう。その中身までは、これは代表者会議なのか、議運なのか、そういう話もありますけれども、私はあくまでもこの委員会の中で決めるべきだということをお願いしているわけです。

○委員長（新谷 功） 馬場委員に申し上げます。

1月21日の会派代表者会議の中で、今のような会議の進め方が取り決められておるわけでございますので、そのように取り計らっていききたいと、このように思います。

それでは、第6款農林水産業費についての質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

次は、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 58ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費であります。商工労政及び観光物産振興職員の人件費が主なものであります。

第2目商工振興費であります。地域経済の振興を図るため、商工団体の補助金、市内中小企業の経営安定のための保証融資制度に係る経費であります。主なものは、負担金補助及び交付金の3,497万6,000円で、むつ商工会議所の実施する事業への補助金682万2,000円、むつ市川内町商工会の補助金247万円、大畑町商工会補助金204万7,000円、市内中小企業の経営安定のための中小企業制度資金等信用保証料負担金2,119万9,000円のほか、関連団体への負担金、補助金、会費を計上しております。貸付金2億9,600万円は、市内中小企業の融資の円滑化を図るため、市内取扱金融機関、商工組合中央金庫に保証制度融資の原資預託であります。

第3目観光費であります。観光の振興に要する経費でありまして、主なものは委託料4,959万5,000円で、新たに観光の振興設置目的に加え、建設部から経済部に所管がえされる早掛レイクサイドヒルキャンプ場を初めむつ市川内町商工会が指定管理者となるふれあい温泉川内ほか4施設及び大畑奥薬研修景公園の指定管理料2,195万円及びパノラマライン交通統制を含む釜臥山展望台の管理運營業務委託料691万4,000円のほか、観光施設の管理に要する経費であります。

負担金補助及び交付金1,815万5,000円は、市内4観光協会の補助金756万円、下北観光協議会への負担金640万9,000円のほか、観光関連団体の負担金及び会費であります。また、新たにふれあい温泉川内の給湯管、恐山休憩所に電気を供給するための電源ケーブル、観光遊覧船「平成号」、薬研温泉分

湯ヘッダーの改修工事を実施するほか、昨年度に引き続き脇野沢温泉の浴槽等の工事請負費として2,814万4,000円を計上しております。

59ページの第4目消費者行政推進費は、消費者意識の啓蒙啓発及び消費者保護を目的として設置されたむつ市消費者の会及びみんなの消費生活展実行委員会への負担金補助及び交付金が主なものであります。

むつ来さまい館等運営管理費であります。むつ来さまい館、むつ下北観光物産館及びイベント広場の3施設に係る指定管理料として7,004万1,000円を委託料に計上しております。また、イベント広場の屋根及びステージ横の雨漏り補修のため、工事請負費243万円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 観光費の薬研地区施設改修工事業費、それとふれあい温泉川内改修事業費ですけれども、59ページですが、これについてはただいまの経済部長の説明で事業内容については理解いたしました。その中で川内のふれあい温泉の、以前にも聞いたことがあるのですけれども、そのカメムシ対策はどうなっているのか、そこをお聞きしたい。それと昨年10月に開設いたしました薬研修景公園の足湯について、おかげさまで観光客の評判も非常によく、うれしく思っている一人でございますが、今の状態では雨が降れば傘を差さなければ入れない不便さがございます。また、その足湯に枯れ葉等が落ちてございまして、管理人も非常に苦労している姿を見ております。今年度の当初予算では、別の予算で予算がかなわなかったようでございますが、この屋根の設置についてお願いしたわけですが、お考えを聞きたい、そのように思います。お願いいたします。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） ふれあい温泉川内の件については、前回の答弁でもいろいろ薬に対して耐性ができているカメムシでございまして、とりあえずいろいろ試してまいりましたけれども、今私どもにできることは、小まめにカメムシを取りまして、入らないようにするというところで管理面に気をつけてまいりたいという答弁をさせていただいておりました。現在のところもそのような対症療法しかございませんので、新しい方策が見つかりましたら、さらに研究して、検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

大畑地区のほうの足湯は、委員おっしゃいますとおり、皆さんが喜んでお使いになっていただいております。ただ、私どもとしてみれば、薬研の夫婦かっぱの湯にしてみましても、階段あるいは浴槽、それから今つ

くりました足湯に対しても、屋根よりも手すりが欲しいとか、階段をきちんとしてほしいとか、あるいは案内板を設置してほしいとかという、まずやらなければいけないもののほうを私どもなりに緊急度をつくらせていただきまして、夫婦かっぱの湯にしても、今の足湯にしても、平成20年度に修繕、修理する予算は計上してございます。まだ先にやらなければいけないもの、お客様の安全を、あるいは安心を考えますと、屋根よりもやらなければいけないものがございましたので、そういうふうな周りの環境整備が終わり次第そちらのほうの検討に入らせていただくということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 川内のカメムシについては、何度もくどく話して申しわけないところでございますが、旧大畑町でも薬研で非常にこれで苦労したことがございます。長年かかりました。でも、このふれあい温泉川内よりも大分少なくなっております。そういう地道に一生懸命やっていますので、そこあたりもひとつお願いしたいし、足湯についても、これは本当に緊急にやる別な、今経済部長が言ったようなことは理解しております。でも、その我々地元住民、そしてむつ市住民ほか、県内外の人もそれらについても希望もございますので、経済部長のご答弁で理解するわけですが、今後ともそれを視野に入れて、ひとつ完成するよう望んで質疑を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） 予算書の60ページからであります第8款土木費についてご説明いたします。

一般会計は、対前年度比で1.3%の微増でございますが、土木費の総額は対前年度比で10.8%、2億1,880万4,000円増額の22億4,512万6,000円となりました。これは、一般会計総額の7.7%を占めております。

それでは、1項土木費、1目土木総務費でございますけれども、建築課の職員を除く一般職36人分の給与費が主なものでございます。

次は、2目建築総務費でございますが、これは建築課の一般職7人分の給与費が主なものでございます。

次は、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費でございますが、こ

の費用は、道路や橋などの維持管理にかかわるもので、街路灯やゆとりの駐車帯の管理のほか、むつ市が加入しております各種協会の会費等を計上しております。主な経費を申し上げますと、11節需用費でございますが、街路灯8,037灯の電気料として3,495万円余、その修繕料として1,912万円のほか、ゆとりの駐車帯の費用97万円等であります。

13節委託料でございますけれども、ゆとりの駐車帯の清掃、除草、花壇管理分といたしまして206万円、浄化槽管理委託分74万円、公衆トイレの給水業務分として50万円、ほか道路台帳整備分として125万円などがございます。

15節工事請負費でございますが、街路灯19灯の新設分を計上いたしております。

次は、2目土木維持費でございます。この費用は、市道、生活道及び水路等の維持補修にかかわる経費と除排雪にかかわる委託料等が主なものであります。その中で11節需用費は、冬期間の坂道対策といたしまして、ロードヒーティング、流融雪溝施設及び川内地区排水ポンプの電気料1,313万円余、スキー場ロードヒーティングボイラーと貸し出し用小型除雪機の燃料429万円のほか、修繕料97万円が主なものでございます。

13節の委託料でございますけれども、除排雪費2億382万円、砂利敷や側溝等の道路維持補修費7,380万円のほか、各種機器の保守点検等の費用でございます。

61ページに移りまして、15節工事請負費は、市道、生活道の舗装、平成20年度は7カ所、1,018メートルと側溝4カ所210メートルの整備にかかわる工事費でございます。16節原材料費は、市道補修材料、アスファルトや側溝製品等でございますけれども、そのほかに凍結防止材の購入費用でございます。18節備品購入費は、大畑地区に配属させておりますドーザーが古くなったことから、除雪用のドーザーを購入する費用でございます。なお、これにつきましては、国庫から3分の2の補助があります。

同じく3目用地管理費でございます。これは、道路や水路等の用地にかかわる管理費でございます。主な経費といたしましては、13節委託料、道路用地や水路用地の境界を確定させなければならない事態が発生した場合の費用でございます。また、14節使用料及び賃借料は、市道や排水路用地等の土地借り上げ費用でございます。

4目道路新設改良費でございますけれども、これは地方道路整備臨時交付金や特定防衛施設周辺整備調整交付金等のほか、起債等を充當いたしまして、施工する道路の新設改良費等にかかわる費用でございます。主な経費といたしましては、13節委託料、これは平成20年度に施行いたします3件の工事の



測量設計費用1,350万円のほか、工事費積算システムのメンテナンス費用18万9,000円であります。15節工事請負費でございますけれども、これは15路線の整備にかかわる工事費でございます。19節負担金補助及び交付金は、エコ・コースト事業で中央公民館から大湊小学校までの海岸を埋め立てし、遊歩道整備事業にかかわるむつ市の負担金でございます。22節補償補てん及び賠償金は、道路整備に伴い、支障となる電柱等の移転補償費を計上いたしております。

5目特定交通安全施設整備費でございますけれども、これは市町村に交付されます交通安全対策特別交付金を充ちたしまして実施いたします交通安全施設の整備にかかわる経費でございます。主な経費といたしましては、15節工事請負費、これは道路のセンターラインや外側線とカーブミラーの設置工事費でございます。

62ページに移っていただきまして、3項河川費の1目河川総務費でございますが、普通河川の維持管理にかかわる経費と各種協会の会費や県が実施いたします急傾斜地の整備事業に対する負担金でありまして、主な費用といたしましては、13節の委託料、これは川内地区の河川の浚渫や市が管理している川辺の草刈りなどの河川維持管理にかかわる委託経費でございます。19節負担金補助及び交付金でございますけれども、各種協会の会費負担金37万3,000円及び県が実施しております急傾斜地崩壊対策事業3カ所分で4,650万円に対する負担金630万円でございます。

2目河川改修費、これは普通河川や排水路の整備に要する費用を計上いたしております。主な経費といたしましては、13節委託料、排水路の整備2カ所を予定しておりまして、それにかかわる測量設計の委託料でございます。15節工事請負費、今年度実施予定の排水路及び側溝整備4件の工事費を計上いたしております。17節公有財産購入費は、金谷2丁目地区排水路整備に伴う用地購入費を計上いたしております。

4項港湾費の1目港湾総務費でございますけれども、各種協会の負担金31万6,000円のほか、県が実施しております大湊港岸壁、それに関連した臨港道路、防災緑地等の港湾事業3億9,800万円に対する負担金4,975万円を計上しております。

5項都市計画費の1目都市計画総務費でございますけれども、都市計画審議会委員にかかわる費用、都市計画関連の各種協会の負担金、さらには下水道事業特別会計への繰出金5億6,000万円のほか、平成20年度はむつ市都市計画を見直す年度となっておりますので、その調査業務委託料1,990万円と消耗品等を計上いたしております。13節委託料は、都市計画基礎調査業務委

託料1,600万円と都市計画マスタープラン策定業務委託料1,300万円のうち390万円を計上いたしております。なお、81ページの費用の一番下にありますように、マスタープランの関係では、残りの910万円は継続費として平成21年度に計上しております。

63ページ、2目公園管理費でございますが、市が所管しております公園、広場、遊園地など40施設の維持管理に要する費用でございます。主な費用といたしましては、7節の賃金、これは早掛沼公園の管理員1名の賃金でございます。11節需用費は、消耗品のほか公園管理棟や草刈り機の燃料費、公園照明灯の電気料、水道料、補修料等が計上されております。13節委託料、これは公園内の遊具の保守点検のほか、公園及びトイレ等の維持管理にかかわる委託の費用でございます。15節工事請負費は、早掛沼公園の防護フェンス100メートルの改修工事費用であります。

3目大湊駅前広場管理費でございますけれども、駅前広場の植樹帯やモニユメント等の維持管理にかかわる経費で、11節の需用費はモニユメントや案内板の電気料11万6,000円、植樹帯の花代、雪囲い材料等8万9,000円、また13節委託料は、モニユメントのパネル及び植樹帯の雪囲いの設置と撤去、さらに植樹帯の維持管理費用でございます。

4目かわうちまりんびーち管理費、これは海岸に親しむための空間づくりを目的といたしまして、県が整備した海水浴場かわうちまりんびーちの維持管理費でございます。主なものといたしましては、7節賃金、これは7月21日から8月21日までの32日間の水泳場をオープンしたときの監視員の賃金でございます。13節委託料は、プイの設置及び撤去、駐車場の誘導員、自家用電気工作物の保守など、海水浴期間内の業務委託分や花壇の整備や植栽の管理など、通年の維持管理の業務委託分であります。15節工事請負費でございますけれども、これは川内庁舎からかわうちまりんびーちへ通ずる30メートルの道路の舗装工事の費用を計上いたしております。

63ページから64ページにかけてであります5目下北駅前広場整備事業費でございますけれども、今年度施行いたします工事費等を計上してありまして、主な費用といたしましては13節委託料、これは駐車場公衆トイレの清掃管理や植栽の雪囲い設置及び撤去、さらには駐車場の冬期間の除雪にかかわる委託料225万1,000円であります。

64ページになりますけれども、15節工事請負費、下北駅前広場整備工事のうち、平成20年度に施行いたします公衆トイレと駅正面の外構部分約2,000平方メートルを整備する費用でございます。17節公有財産購入費、これは平成9年6月4日に市が国鉄清算事業団から駅に向かって右側の用地を公共用地

取得事業特別会計で購入しておりましたが、これを一般会計の事業用地に供するために1億624万円を計上したものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますけれども、新駅舎建設に伴う市の負担金でございます。22節補償補てん及び賠償金は、工事の際に支障となります電柱及び公衆電話ボックス等の移転に伴う補償料でございます。

早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費につきましては、先ほど経済部長が触れましたように、平成20年度から経済部で所管することになったために、土木費では廃目となっております。

同じく64ページ土木費の6項住宅費、1目住宅管理費、これは市内全域の22団地604戸の市営住宅の管理費でございます。主な経費といたしましては、11節需用費のうち市営住宅の補修費が11節全体の92%を占める1,000万円を計上いたしております。13節の委託料、これは浄化槽、受水槽、さらには消防設備等の管理業務のほか、木造住宅等にかかわる耐震診断業務の委託料でございます。耐震診断業務は、むつ地区9団地15棟を予定しております。

15節工事請負費は、第一初見団地14戸全部の下水道接続工事のほか、桜木町西団地8戸にかかわる解体工事費でございます。

2目市営住宅建設費、これは平成14年度から休止していましたが緑町団地の整備再開のための費用といたしまして、11節需用費に事務費55万円、13節委託料に用地測量基本設計と実施設計委託料として2,687万4,000円、さらに17節公有財産購入費には、緑町団地の購入にかかわる経費で、平成17年度から平成23年度までの7カ年分割で支払うこととなっており、前年度と同様の4,448万2,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 61ページの大湊港エコ・コースト事業に関してお尋ねいたします。

大分前からかかっているのですけれども、なかなか進捗状況が見えないということがありますので、進捗状況と完成見込みを教えてください。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 事業の全体では、総延長約900メートルの事業でございます。昨年度から大湊小学校の下のほうの海岸を埋め立てしてしております。現在その180メートルぐらいの埋め立てを進めているところでございますが、さらにその部分を延長していくというふうな事業がございますけれども、予定といたしましては、平成19年度から平成24年度の6年間というふう

に伺っております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 予算書に出てこなかった部分でちょっと聞きたいのがありますので、よろしくをお願いします。

昨年の中のいつの議会だったかちょっと忘れましたが、海老川町地区町内会連絡協議会から田名部川の河川敷にトイレと水飲み場と東屋をつくってほしいという請願が出まして、その要望が議会を通ったということで、今年度の予算に最低でも調査費などがつくのかなと思っていましたら、全然項目がありません。どういうことなのか、ご説明をお願いします。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

地区の町内会からそういうふうな要望がありまして、議会でも検討して協議していただきました。そして、採択されましたので、その重さは十分に感じておりますが、その前に古くからの要望、要請がある道路、あるいは排水路等の整備のほうを平成20年度は重点的にさせていただいて、その後に具体的に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（新谷 功） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 道路整備とかという要望は、確かに町内会から出てきているものには間違いのないと思います。しかしながら、私たちは議会で採択されたものが当然優先されるものだと思っておりましたが、そこが優先されずに、その町内会単独で出てきたもの、議会を通らないものが優先されるというのは、ちょっとよく理解できませんが、そのところの考え方をお知らせください。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 予算を財政のほうにお願いする際に、部内あるいは課内では多少なりとも検討はいたしました。ただ、この事業を進める際にどのような交付金があるのか、補助金があるのか、それら検討に時間を要しまして、平成20年度には要求できなかった状況でございます。近いというと平成21年度になりますけれども、ことし1年間じっくり時間をかけて、先ほど申し上げました補助制度、あるいはその事業の中身等を具体的に検討させていただきまして、平成21年度に反映させてまいりたいと思っておりますので、大変弱い発言ではありますが、そのように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 言葉が悪いのですけれども、こういうのを役所仕事と多分言うと思います。たかが水飲み場とかトイレとかというふうに思うかも知れませんが、私たちは建設常任委員会でも相当もめましたし、本会議でも相当議論があった事項であります。必要なか、必要でないかという話も含めて、私たちはその方向性をここで決めましたので、当然優先されるべきだと思っておりました。納得いきませんので、もう少し考え方のほうをお知らせください。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 要望のあった時点では、具体的な場所等も明示していただきましたが、その用地の確保とか、それから先ほども申し上げましたように、施設の具体的な中身等について、ちょっと時間を費やしてしまって、平成20年度に間に合なかったというような状況でございます。お役所仕事と言われても弁解できませんけれども、そういうことのないように、今度積極的に進めるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 64ページの住宅管理費についてちょっとお伺いいたします。

各市営住宅については、法律によって今義務づけられております。住宅用火災警報器の件ですけれども、これは市営住宅ですので、市で取り付けることは、これは当然と思いますが、その取りつけは終了したのでしょうか、そこをまずお聞きいたしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

住宅の一部につきましては、平成18年度の予算で前倒して実施しております。平成19年度の予算も議会で議決していただきまして、全住宅完了しております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） ありがとうございます。もしやっていない場合は、次の質疑がありましたけれども、理解しましたので、これで終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 3点ほどお願いいたします。

61ページになりますが、土木維持費のところ、たしか道路の整備7カ所で1,018メートル整備するというのですが、これは旧むつ市は何カ所になる

のかということと、やっぱりたった1,018メートル、舗装道路というふうに私聞きましたが、ちょっと少ないかなと思ひまして、もう少しふやすべきではないかと思うのですが、よろしくお願ひします。

そして、同じページの道路新設改良費の大湊坂道対策事業費は、これどこの部分か教えてもらえればと思ひます。

あと最後ですが、大湊港エコ・コースト事業費500万円が、去年、平成19年度から負担が始まって、結局これ6年間、500万円ずつ3,000万円の地元負担ということによろしいのか。そして、これどうしても負担しなくてはいけないのかと思ひまして、なぜ負担しなくてはいけないのかと。私は、これエコという名もとの無駄な公共事業の一つにもなるのかなと、あそこを通るたびに、どうして埋めなければならぬのかなと思ひております。エコ、環境に優しいということは手を加えないというのが一番優しいことであつて、わざわざ手を加えて環境に優しい自然環境をつくれるのかなというふうに思ひてお願ひして、これどうしても必要な負担かどうかというのを教えてもらえればと思ひます。

○委員長（新谷 功） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

まず1点目の道路整備の延長が少ないということですが、これは土木の維持のほうでございますので、延長を少なくしても件数をふやしていきたいということで、まずそういう延長にはなつております。

それから、坂道対策でございますが、今回は常楽寺の坂を施工したいというふうに考へております。

次に、エコ・コーストでございますが、この負担金というのは、これはエコ・コースト事業を始めるときに、県と市がおのおの施工分野を分けております。県は、自然護岸を今の直立護岸から10メートルほど沖合に自然護岸をつくります。そして、その10メートルの自然護岸と既設の護岸との間を市が埋め立てて、そこに修景施設を持った遊歩道をつくるということで事業が進められております。ですから、今県に出している500万円というのは、本来は市が工事しなければならぬ部分の500万円でございますが、これは工事を代行していただいているというのは、自然護岸をつくっている間に、県の護岸とうちのほうの埋め立てが一緒に進まなければならないと。県が休むときはうちのほうも休まなければならないということで、別々の工事にすると、非常にふぐあいがございますので、それでうちのほうの代行していただいている工事費を負担しているということでございますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） よく聞いていなくて申しわけありませんでした。

最初のほうでちょっと関連して、舗装の整備は、平成20年度はどういう形になるのかというのをちょっと改めて聞きたいと思います。アスファルト舗装にする、砂利道をアスファルトにする、これは道路新設改良費になるのかちょっとわかりませんが、その道路が平成20年度はどのくらい整備されるのか、旧むつ市の部分でよろしいので、教えてもらえればと思います。

それと、エコ・コーストの事業、500万円、県のほうに肩がわりしてもらっているということですが、結局むつ市の負担というのは3,000万円でよろしいのか、その全部の費用、平成19年度から始まってすべてのむつ市の負担分はどのくらいなのかというのを教えてもらえればと思います。

○委員長（新谷 功） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

道路の舗装でございますが、維持のほうでは簡易舗装、それから新設改良のほうでは改良事業で舗装されます。ちょっと延長まで出していないけれども、箇所数でございますが、維持が6カ所、それから新設改良が7カ所でございます、合わせて13カ所になります。

それから、エコ・コーストのほうでございますが、今県と市で協議を結んで500万円ずつの負担をしております。これは最終的にはうちのほうで修景施設を持った、先ほど申しました、遊歩道をつくるわけですが、それまでにかかる経費となりますと、恐らく3億円以上になるかと思っております。今は、埋め立ての工事費だけですので、まだまだかかるということになります。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 大湊港エコ・コースト事業、やはり3億円も出している余裕がむつ市にはないと思いますので、ぜひ見直しして、そのままにしておくのが一番エコなので、そのままにして、さらに財政的に楽になったときに見直すということで何とか検討してくれることをお願いして終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 1点お聞きいたしたいと思います。

委員長におかれまして、今8款なのですが、7款の絡みもありますので、だめならとめてください。

○委員長（新谷 功） どうぞ、続けてください。

○委員（白井二郎） 64ページの早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費、廃目602万5,000円でございます。先ほど経済部長から、この件で指定管理者と

いうことは十分理解しております。私はなぜ聞きたいかといえ、昨年度は602万5,000円なわけですが、指定管理者になってから675万1,000円と、七十何万円指定管理者が高くなっているわけでございます。これは3年間のトータルで、2,000万円を、二千幾らかの金を3等分にして今回出したと私は感じているわけですが、私たち議員に対しましての説明では、指定管理者をする際には、あくまでも経費が当然安くなって、指定管理者のメリットがあるということを説明で理解したつもりでございます。これは通った予算でございますので、3年間の指定管理者の一括で通ったわけなのですが、高くなった。私は、高くなるということであればあえて指定管理者にする必要はなかったかと今考えていますが、その辺のところはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（新谷 功） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 説明不足で申しわけございませんが、観光費の早掛レイクサイドヒルキャンプ場指定管理料には、職員の人件費が入ってございません。商工総務費に盛っています。それから、早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費の廃目にしたほうも土木総務費に職員の人件費が計上されてございます。指定管理者制度で一番節減になる金額は、私どもの人件費でございまして、この目には盛られてございません。私どもの担当課長も戻りましたので、詳しい金額はわかりませんが、675万円には私ども都市計画の公園整備を担当していた職員の人件費の多分年間の2分の1程度を盛っているはずですので、私は300万円から400万円の人件費の節減になっているものと思います。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 理解いたしました。要は、人件費が入っていない、別な項目で入っていることだということの説明だと理解いたしました。それはそれでいいわけなのです。というのは、我々は漠然と予算書・予算説明書を見るわけなのです。これでもって私たちはもう見て、ああとやるわけなのです。その辺のところをきちんと説明なり、欄のところに書いてくださいますと、私は聞く必要がないわけですので、何とか今後こういうことがありましたら、よろしく願います。やっぱり市長はいませんが、市長が言うには金がないと、節減、節減、節減ということで、私といたしましては、マイナスになると思えば、頑張っているなととらえるわけだ、単純に。プラスになっているということは、余り好ましくない。数字上は、このように見る。でも内容の濃い事業であれば、当然金をかけても必要だと思います。でもやはり私たちにもわかりやすい、説明書をよろしく願います。



終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） ちょっと多岐にわたっているのですが、説明を聞くほうが飛ばしているものですから、大変申しわけないのですが、63ページの2目の公園管理費であります。この公園管理費3,366万6,000円、これの公園はどこどこの公園なのかということが1つであります。

それから、もう一つは64ページの、これは下北駅前広場整備事業費の公有財産購入費1億624万円。さっきちょっと聞き漏らしたわけではないけれども、ちょっと理解できなかったものですから、もう一度お願いしたいと思います。ここはたしか国鉄清算事業団から1億円で買ったところなのか、どうなのかというのはちょっと私わかりませんので、そこをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） まず、具体的な公園の場所、名称でございますけれども、先ほど概要説明では40カ所の公園、広場等があるというふうにご説明をさせていただきました。具体的には、児童公園につきましてはむつ市が11カ所、大畑地区が1カ所、近隣公園では代官山公園、むつ地区の1カ所、地区公園では水源池と金谷公園のむつ地区の2カ所、その他の公園といたしましては、むつ地区の早掛沼公園1カ所、遊園地はむつ地区の9カ所、川内地区2カ所、脇野沢地区1カ所の12カ所です。それから、設置条例によって設置されている公園がむつ地区は宇田の公園1カ所、それから川内地区はちょっと名称は後で担当課長に答えてもらうかもわかりませんが、川内地区3カ所、それから脇野沢地区1カ所、それから県有施設といたしましては、むつ地区は宇田、それから田名部川近辺の4カ所、それから川内地区の川内港内にあります公園2カ所、それから脇野沢地区は蛸崎砂防公園というところが1カ所、合計で40カ所となっております。それらにかかわる年間の維持管理費でございます。

2つ目の公有財産の関係でございますけれども、これも先ほどお話ししたと思ったのですが、平成9年6月4日に国鉄清算事業団から、このときは公有用地取得事業特別会計で3,541.33平方メートル、当時の単価で2万8,100円、金額にして9,951万円余でございます。今回うちのほうでその特別会計から一般会計の費用に今度移してもらうわけなのですが、一般会計の事業の用地に供するためというふうなことで移してもらうのですが、面積は同じでございます、単価3万円、1平方メートルの当たりの単価3万円、金額にして1億623万9,900円という費用を見込んでおります。この間に

2万8,100円から3万円になりましたので6.8%、1,900円、購入する平米当たりの3万円という単価は、鑑定していただいた結果に基づく金額でございます。そういう金額で一般会計で購入するということでございます。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 公有財産でありますけれども、今説明を聞きまして、特別会計から一般会計に移したと、特別会計のほうから一般会計で買い取ったと、こういうことでよろしいですね。そうしなければならないということであろうと理解をいたします。

そこで、さっきの公園管理費でありますけれども、40カ所だということで、そのすべての管理費が入っていると。ですから、どこにいくらかかるかというのは、それはもちろんあると思いますけれども、どれくらい見ているのかというのも計算済みだと思います。私がここで申し上げたいのは、これには早掛沼公園も入っているわけです。さっき商工費の中で、いわゆる早掛レイクサイドヒルを指定管理にしたと。これは隣接している公園でありますから、これは商工費と土木費の違いはあるかもしれませんが、隣を指定管理にして、その隣を市が維持管理するのだと。普通我々が考えれば、隣も一緒に同じ公園なわけだから、一緒に指定管理すべきではないのかなと、こう思うわけですが。

もう一つは、次のかわうちまりんビーチです。これも一緒に建築されたと思いますけれども、いわゆる海と森ふれあい体験館、これは教育委員会のほうで指定管理を決めてあるわけです。これはかわうちまりんビーチをつくったときに併設してつくられたというふうに私は聞いています。これもやっぱり同じと言ったら同じなわけです。海と森ふれあい体験館の事業はほとんどこのビーチを使っているわけですね、海も使っているわけです。ですから、そうなりますと、私は何も分ける必要はないのではないだろうか。この際、先ほどの早掛もそうですけれども、一緒に指定管理という形で考えられないのかどうか。これは、本当は市長がいれば、市長どうだと言えるのだけれども、提案した本人がいないものですから、そういう話があるのか、あるいはそういう意向を考えることができないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 馬場委員のご提言ありました2件については、指定管理者制度の中でも、これは検討されてございまして、これからの検討課題、その委員会の中では、この議論もされました。将来的には馬場委員おっしゃったとおりに管理するほうがベターであろうということで方向づけはされて

おります。最終的には、これからの指定管理者が3年後にまた出てまいりますので、その中で検討されることと思います。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 第9款消防費についてご説明いたします。65ページをごらんいただきたいと存じます。

第1目常備消防費についてご説明いたします。この常備消防費は、下北地域広域行政事務組合に対する負担金が主なものとなっております。このうち大畑消防署建設事業費として、平成20年度は実施設計委託を計上してございます。それから、脇野沢消防分署ではホース乾燥塔改修工事を計上してございます。

第2目非常備消防費についてご説明いたします。この非常備消防費は、消防団の維持運営に要する経費を計上してございます。

次に、第3目水防対策費についてご説明いたします。この水防対策費は、4地区の水防対策用に備蓄保管しておくための土のう袋や土のう袋用の砂等を購入するための経費を計上しております。

防災対策費、第4目でございます。この防災対策費は、主に国民保護協議会、防災会議の運営に要する経費、それから総合防災訓練等に要する経費を計上してございます。平成20年度の総合防災訓練は、大畑地区において9月上旬を予定しております。

次に、第5目消防施設整備費についてご説明いたします。この消防施設整備費は、消防団の車両購入費が主なものであります。むつ消防団では、第11分団、第12分団、第16分団及び第20分団、大畑消防団では第4分団及び第5分団、脇野沢消防団では、第5分団にそれぞれ小型動力ポンプ付積載車と小型動力ポンプを購入することにしております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） お尋ねいたします。65ページの2目の非常備消防費の関係でございます。

これは、恐らく消防団の報酬、また出動手当などの経費だと思います。今全国的に消防団が大変減少しておりまして、消防庁でもポスターを作成いたしまして、消防団に入ってくださいとPRしているわけです。むつ市の場合も、旧2町1村のほうは私余り詳しくわかりませんが、御多分に漏れず消防団の加入が大変少ないわけでございます。やはり仕事を持って消防団として地域の安心安全のために日ごろ、極端に言えば、夜中でも消防活動に邁進し、また遭難とか、そういう場合も駆り出されるわけで、ということ踏まえまして、大変報酬が少ないわけでございます。恐らく全国消防何がしのほうからもむつ市のほうに恐らく値上げしてくださいという通達というか、お願いは来ていると思います。その意味を含めまして、幾ら常備消防が万全を期しましても、いざ災害というときは必ず消防団の協力が必要でございます。大変財政が厳しいのはわかりませんが、やはり年報酬、また出動手当など、やはり私はぜひ上げるべきだなと思っております。

また、消防団は現在大変行事があります。年報酬だけでは団の活動がままなりません。ここで言えばなんですが、出初め式のときに火の用心の札をもらってご祝儀をいただいているわけです。そのご祝儀でさえも新聞で明鏡欄などに、さも消防団が、大変言葉は悪いのですが、ほいどみたいな書き方をしております。あれではやっぱり消防団はやる気にもなりません。そのためにも、ぜひこの非常備消防費を上げる考えはないのかどうかをお伺いいたします。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 白井委員おっしゃるように、確かにむつ市の消防団員の年報酬、決して高くはございません。それで、消防団の上層部、外部団体ありまして、その団体のほうから毎年消防団員の報酬を上げてくれという要請が参っております。それを受けまして、財政当局には常々その要望書を持ってお願いはしております。しかしながら、現在の財政状況を見ますと、なかなか一概に報酬を上げるというのは困難なものがございまして、したがって、財政が好転した時点で検討してまいりたいと思っておりますので、何分よろしくお伺いいたします。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 当然答えはわかってお尋ねしているわけです。ぜひこの

件は、できましたら、市長がいる前で一般質問等で何とか声高らかに質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 第1項の1目の先ほどの部長の説明でありました大畑消防署の事業費、設計予算を計上しているという説明で理解をしたわけでありますが、大畑消防署の建設、いろんな地盤の流動化の関係等々で当初の計画からずれてきているわけでありますが、建設見通しというか、年次別の現時点での計画についてお知らせを願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど申し上げましたように、平成20年度は設計をいたします。それで平成21年、22年の2カ年で完成させたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） わかりました。大分老朽化が激しくなっている状況で、忍びない感じをしていますので、建設については立派な消防署の建設をお願いしたいと思います。

これから予算が決まりますと、具体的設計に入ると思うのですが、これまでの地域の要望の中では開かれた消防署と、こういうようなことで、地域の皆さん、子供さん含めて気軽に消防署に出向くことができるというか、そういう意味での消防署の設計も希望しているということでは聞いています。そういう中で、その設計内容についても既に本庁の担当のほうにも申し入れがあるかと思います。その地域の思いが設計にくみされるという方向で設計内容に取り組むつもりなのかどうか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 下北地域広域行政事務組合の大畑消防署担当の職員にも、その旨お話しいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず1点目ですが、消防施設整備費の消防団車両購入費ということで、7台購入するようですが、ちょっとローカルな話で申しわけありませんが、私の出身の烏沢の分団でも更新を要望しておりますが、この車両の更新というのはどういう基準で順番をつけているのかお聞きしたいと思います。

そして、あともう一点、たしか住宅への警報器を市政だよりで見たのです

が、たしかことしの6月までにそれぞれ設置しなさいとかという知らせがあったかと思います。市営住宅には早速もう設置されたという話を聞いて、すごいなとは思いました。この警報器について、東通村は聞くところによると、ひとり暮らしの高齢者には村で設置してあげたという話があって、むつ市はそういうことを議論したりする予定はないものかどうか、お願いいたします。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 消防団への消防車の配置のある意味では更新については、消防署の中で協議いたしまして、逐次年度ごとに整備してまいります。恐らく烏沢の消防団につきましても、その整備の範囲の中に入っていると思いますので、恐らく次の年度、その次の年度なのか、その中で対応されることかと思えます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） ただいま東通村の関係でお話がありましたけれども、現在むつ市の場合はひとり暮らしの高齢者に対して無料で支給するということについては検討してございません。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） ぜひとも警報器については前向きに検討してくださるよう要望して終わります。どうもありがとうございました。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 先ほど白井委員から話がありました消防団の団員の確保のことについてで、直接予算には関係ないのですけれども、考え方について一般質問するまでもないなというようなことでちょっと申し述べさせていただきたいと、こう思います。

消防団の団員というのは、大分年齢が高くなって、若い人が入ってくることはなくなってきたということで、確保が難しいというのが現状だと思います。それで、ある地域で小学校の学習課程の中に社会活動として消防団の活動を紹介していると、こういうのがありました。我々地域を維持していくために、どんどん人口がふえるとか、そういうことになればいいのでしょうか。けれども、これからは子供たちの数が減っていくと、人口が減るという社会の中で、大きな社会活動の意義というものをもっともっと真剣に考えていく必要があると、こういうふうに思うのです。そこで、突然ですけれども、教育長に、教育委員会に、その辺のところの総合学習という形の中でそのような教育ができないのかなというようなことで、少し予算とはかけ離れますけれ

ども、ご意見いただければありがたいなと、こういうふうに思っております。

○委員長（新谷 功） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私どもも、人がふえる、あるいは金がふえるという経験はたっぷりしたわけですが、減るということの経験というのは初めてでございます。もちろん正確に申し上げますと、昭和63年から中学校3年生、あれをピークにしまして、徐々に徐々に減って、もう20年ぐらいたつわけですが、ただ減るとは申しまして、こんなに減るとは予想だにしない形であるわけでありまして、そういうことで、その減るということの意味というのは、社会の隅々まで影響を与えてきているというふうなことでございますので、今まで子供には関係なしに大人だけでやれたこと、あるいはまた青年だけでやれたこと、子供だけでやれたことというのはあったわけでありまして、しかしもうそういう年齢ごとの職務的なものはもう壊れてきつつあるのではないかなと私は思うわけでございます。やはり生活全般を学校教育を含めながら、子供から高齢者まで含めて、もう一回世の中の仕組みみたいなものを、したがって大人の分野であったものに子供も入ってみるとか、子供を入れていただくとかというふうな安心安全ということはやはり子供は常に守られるだけの立場ではなくて、守るといふ、あるいは私たちの安全を確保していくのだという意識をやっぱり持たせることが大変私は大事なことだろうと思うわけでございます。そういう意味で、要するに総合的な学習ではなくて、学校教育全体の中でやはりそういう取り組みをしていかなければならない、こんなふうな認識を持ってございます。

○委員長（新谷 功） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 消防団の予算を確保していくという中で、将来にわたってボランティア活動なり防災の観点から非常にこういうことが大事になってくるのではないかなと、こういう思いで質問させていただきました。消防の見学等もあると思いますので、ぜひそのような形で紹介していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 1点だけお聞きします。

近年消防または防災というようなことに関しては非常に関心が高まっているわけですが、端的にお伺いいたします。この常備消防費、そしてまた防災対策費、それから消防施設整備費等々が全般に下がっているというふうなことでございますが、どの部分が下がったものか、教えていただければ。

また、前回防災対策というようなことでもって大平岸壁等を使いまして総合防災訓練をやったわけでございますけれども、やはりその部分に関して、こういうことを、県では行いましたが、今度は市のほうの防災対策というようなものは考えていないのか、お聞きいたしたいと思えます。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 常備消防費、それから防災対策費、それから消防施設整備費は前年度と比べて減額になってございます。この理由を申し上げますと、まず常備消防費では、平成19年度に大畑消防署の用地取得がございました。その分が減額となっております。それから、脇野沢消防庁舎を一部改修してございます。その分が減額になってございます。それから、平成20年度は消防ポンプ自動車の各4施設についての購入がございません。その分が減ってございます。

それから次に、防災対策費でございます。これにつきましては、平成19年度に緊急避難場所に係る表示看板を作成いたしました。その分の減額でございます。

それから、消防施設整備費につきましては、平成19年度に消防ポンプ自動車を購入しました。その台数が平成20年度も多うございますけれども、金額が下がってきたということでございます。

それから、訓練につきましては、県の総合防災訓練が現在は10市になりましたので、10年に1回ということで回ってきてございます。むつ市の場合は平成18年度に県の総合防災訓練がむつ市で行われましたので、それをある意味では利用いたしまして、開催いたしました。そのときが本格的な総合防災訓練でございまして、むつ市の総合防災訓練はそれから始まってございまして、去年がある意味ではむつ市としての総合防災訓練というのが初めてでございました。平成19年度は川内地区をメインとしてやってございます。平成20年度は大畑地区を予定してございます。それから、今回も原子力防災訓練も計上してございます。これは、東通村あるいは六ヶ所村に施設がありますので、それに係る原子力防災訓練を実施したいということでございます。これからは総合防災訓練を毎年やってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（新谷加水） 第10款教育費についてご説明を申し上げます。66ペ



ージをお開き願います。

第1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。これは、教育長を除きます教育委員4名に要する経費で、1節の報酬が主なものでございます。

2目事務局費でございます。これは、教育委員会の運営に係る事務局経費でございます。主なものは教育長及び38名の事務局職員の給与費、そのほか12節の役務費の学校等の建物火災保険料及び公用自動車の損害保険料が主なものでございます。

なお、前年度との比較2,290万5,000円の増は、給与費の増分でございます。

3目義務教育振興費でございます。これは、義務教育の振興に係る教育教員以外の経費でございます。主なものは7節の語学指導助手4人分及びスクールサポーター15人分の賃金、9節のジュニア大使派遣事業の旅費、当年度もジュニア大使13名の派遣を予定してございます。それと11節の教師用教科書、指導書の購入費及び学力検査用紙等の需用費、こういうものが主なものでございます。前年度との比較の1,546万2,000円の増分は、スクールサポーターの事務の経費の学務管理費からの科目変更に伴う増でございます。

67ページでございます。教育研修センター費でございます。これは、教職員の研修や教育相談を行っております教育研修センターの管理運営に要する経費でございます。主なものは、指導主事1名分の給与費、そのほか1節の教育相談員2人分の報酬、教職員の各種研修講座の開催経費、講座につきましては、当年度は17講座、基本研修8講座、実務研修1講座、専門研修8講座を予定してございますが、これに使われる経費等が主なものでございます。

次は5目、学務管理費でございます。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助等の事務事業に要する経費でございます。主なものといたしましては、19節の幼稚園就園奨励費、当年度の対象者は534名でございます。前年度比49人の減となっております。また、20節の準要保護及び要保護児童・生徒の就学援助費でございますが、こちら準要保護の子供たちの人数が減っておりまして505人、前年度比30人の減でございますが、こういうものが主なものでございます。前年度比1,961万3,000円の減は、スクールサポーター事務に係る経費の科目変更に伴うもの及び幼稚園就園奨励費、扶助費の対象者の減少に伴う減ということでございます。

68ページでございます。6目の教員住宅管理費でございます。これは、51戸ございます教員住宅の維持管理経費でございます。修繕費が主なものでございます。

次に、第2項小学校費でございます。1目小学校管理費です。これは、小学校15校の管理運営に要する経費でございます。主なものは技能員、調理

員14名分の給与費、そのほか7節の臨時技能員20名分の賃金、11節の学校の管理運営に要する消耗品、光熱水費等の需用費、13節の耐震診断業務委託料6校分及びむつ地区スクールバス運行委託料、学校の維持管理に係る各種業務委託料、そのほかは18節の備品購入費、当年度は教育用コンピューター413台、子供たちのいす、机892組の購入費、こういうものが主なものでございます。前年度比較で4,956万6,000円の増額分につきましては、この備品購入費及び耐震診断委託料に伴うものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。これは、小学校15校に係る教具、教材等の購入に要する経費でございます。

次に、3目第三田名部小学校建設費でございます。これは、文字どおり第三田名部小学校の建設に要する経費でございます。当年度は用地取得、実施設計、地質調査、用地造成などを行う予定でございます。平成22年度の校舎完成、平成24年度の全体完成を目指してまいりたいと思っております。

次に、69ページ、第4目第一川内小学校建設費でございます。これも文字どおり第一川内小学校の建設に係る経費でございます。むつ市で最初となります併設型小中一貫校として川内中学校に併設する形で建設したいものと考えているところでございます。当年度は、実施設計及び地質調査を行う予定といたしております。

次は、第3項中学校費でございます。1目中学校管理費、これは中学校9校の管理に要する経費でございます。主なものは小学校同様、技能員、調理員、調理師13人分の給与費のほか、7節の臨時技能員、調理員12名分の賃金、11節の学校の管理運営に要する消耗品、光熱水費などの需用費、それから13節のスクールバス運行委託料、耐震診断及び耐震設計委託料、学校の維持管理に係る各種業務委託料等でございます。そのほか18節の備品購入費には、子供たちの机、いす859組の購入費、これを盛っております。なお、前年度比較の増額分1,173万7,000円は、川内、大畑、脇野沢地区のスクールバス運行に要する委託料の増、子供たちの机、いすの購入費、校舎の診断、これによるものでございます。

次に、70ページ、2目教育振興費でございます。これは、中学校9校に係る教具教材等の購入に要する経費でございます。

次は、第4項社会教育費でございます。1目社会教育総務費、これは社会教育の推進及び生涯学習推進体制の整備に要する経費です。主なものとしたしましては、一般職員10人分の給与費、13節の海と森ふれあい体験館シェルホールの指定管理委託料、それから19節の放課後子どもプラン事業に係る8つの子ども教室の運営補助金、こういったものが主なものでございます。前

年度比較の増額分につきましては、職員給与費の増でございます。今年度から、後ほど出てまいりますけれども、新たに市の施設となります下北自然の家配置職員もここに計上されてございます。なお、海と森ふれあい体験館、年々利用者がふえてございまして、平成17年度は8,005人、平成18年度は1万636人、平成19年度、本年度12月末現在で既に昨年を上回る1万1,010人ということで年々利用者がふえていってございます。

それから、子ども教室のほうも年々参加者がふえてございまして、平成17年度では7,566人、それから平成18年度では9,021人、これは延べ人数でございます。平成19年度では2月末現在で1万570人ということで年々ふえてございまして、当年度は昨年度までは5教室でございましたが、新年度では3教室ふやしまして8教室で運営していく予定といたしております。

次に、2目公民館費でございます。これは、中央公民館4館と地区館24館、川内地区14、大畑地区7、脇野沢地区3ということで、地区館24館を含めました管理運営に係る経費でございます。主なものといたしましては、職員6名分の給与費のほか、各館の維持管理に係ります13節の各種業務委託料及び11節の光熱水費等の需用費が主なものでございます。前年度比較の減額分は、職員給与費の減でございます。

次に、71ページの3目図書館費でございます。これは、中央図書館及び3つの分館、ブックモバイルの管理運営に係る経費でございます。主なものといたしましては、職員8人分の給与費のほか、1節の図書館奉仕員6人分の報酬、13節の館の維持管理にかかります各種業務委託料及び11節の光熱水費等の需用費が主なものでございます。前年度比較の増分は職員人件費が主なものでございます。

次、72ページ、4目文化振興費でございます。これは、芸術文化の振興、文化財の保護、調査等に係る経費でございます。主なものといたしましては、15節の工事請負費、これは水源池公園の石造りアーチ式ダム、これを含めました周辺施設を国指定の文化財にしてもらうための整備費でございます。整備費といいましても、ダムの底にたまりました土砂の撤去と、あるいは草刈りということで、施設について整備するということではございません。これは、県の2分の1補助で行うということでございます。そのほかでは、7節の賃金及び11節の需用費に盛られておりますむつ地区及び川内地区の文化財収蔵庫の維持管理費、そのほかでは1節の報酬15名分の文化財審議会委員及び社会教育指導員1名の報酬、こういうものが主なものでございます。なお、前年度比2,191万3,000円の減額は、ニホンザル対策事業費が鳥獣保護対策費として科目変更になったことによるものでございます。

次に、5目学習センター管理費です。これは水源池公園内にございます学習センターの維持管理に係る経費でございます。主なものは、シルバー人材センターへの管理委託料でございます。

6目視聴覚振興費でございます。これは、むつ下北地域の視聴覚教育の振興に係る経費でございます。主なものは備品購入費のDVD等購入費です。

次に、7目下北自然の家管理費、新しい目でございます。これは4月1日付で県から無償譲渡を受けまして、市が経営を肩がわりする下北自然の家の管理運営に係る経費でございます。主なものとしたしましては、調理業務、栄養管理業務、施設管理業務、環境整備業務等の委託料、そのほかでは光熱水費等の需用費、こういうものが主なものでございます。なお、先ほど申しましたように、職員給与費は社会総務費のほうに計上となっております。

次に、73ページ、第5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費です。これは、社会体育の振興、各種体育団体の育成、援助等に要する経費で、主なものとしたしましては、職員6名の給与費、19節のむつ市体育協会やスポーツ少年団、小中学校体育連盟等に対する補助金、こういうものが主なものでございます。前年度比較の減額分につきましては、職員給与費の減でございます。

2目学校保健費でございます。これは、児童・生徒の健康診断やけが見舞金の給付等、児童・生徒の健康保持に要する経費でございます。主なものとしたしましては、13節の学校医等への委託料及び児童・生徒、教職員の健康診断委託料、次ページ19節の日本スポーツ振興センターへの医療費給付金負担金、こういったものが主なものでございます。

74ページ、3目学校給食費でございます。これは、学校給食事業の運営及び給食施設の維持管理に要する経費でございます。主なものとしたしましては、7節の臨時調理員27名の賃金、13節の大畑地区学校給食の調理運搬委託料4,629万円ですが、それから川内、脇野沢地区の学校給食運搬委託料576万5,000円、そのほか11節の各給食センターの光熱水費、こういうものが主なものでございます。

次に、4目体育施設管理費でございます。これは、運動公園、大畑中央公園等の体育施設の維持管理に要する経費でございます。主なものとしたしましては、13節委託料に盛り込まれておりますむつ運動公園、釜臥山スキー場等のむつ地区体育施設の指定管理委託料5,299万円です。そのほか大畑地区体育施設の指定管理委託料3,991万円、そのほかでは15節工事請負費、川内地区ふれあいスポーツパークの整備事業費5,500万円、これは当年度はテニスコート3面の整備を行う予定といたしております。こういうものが主なもので

ございます。なお、前年度比較の増額分につきましては、むつ地区体育施設の指定管理料及び川内のふれあいスポーツパーク整備事業に伴うものでございます。

次、75ページ、5目体育館管理費でございます。これは、川内体育館、大畑体育館の管理に要する経費でございます。

次に、6目スキー場管理費でございます。これは、釜臥山スキー場の指定管理以外の経費、それから於法岳スキー場及び脇野沢スキー場の管理運営に伴う経費でございます。主なものといたしましては、11節の於法岳スキー場の光熱水費、14節の釜臥山スキー場用地の賃借料、18節の同じく釜臥山スキー場のスキー競技用ポールの購入費、こういうものが主なものでございます。なお、前年度比較の減額分につきましては、釜臥山スキー場の指定管理委託に伴う減でございます。

次、7目ウェルネスパーク管理費ですが、これはウェルネスパークの指定管理料でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 3点お尋ねいたします。

まず1点目ですが、市長は常々、常々といいましょうか、選挙の公約ですが、先ほどの「むつ市のうまいは日本一」というのがありまして、それにちなんだ事業プロジェクトを盛っております。それと同時に「こどもは地域のたからもの」というキャッチフレーズをもう飽きるほどどこでも言っていますね。それにちなんだ事業費、プロジェクト、それはどこに目玉として盛られているのか。もしかして盛られていないとすれば、ただ口だけのキャッチフレーズなのか、どこに反映されているのか、これをまず1点お尋ねします。

それから、この1点目にちなんで、こども議会なのですが、私が2年前に質問したときに、隔年で行うという答弁をしております、当時の部長が。これが盛られていない。このこども議会はどうなったのか。まさしくこれこそは「こどもは地域のたからもの」というキャッチフレーズにぴったりなのではないかと、こう思います。

2点目は、図書館であります。個人的には大変お世話になっております。図書館があったおかげで今の自分があると申しても過言ではないと思います。私には本当に役に立っていますが、相変わらず苦情が多いです。苦情が多いのは、人に対しては一切ございません。あるのは、営業時間と冬休み、夏休み、春休みという行きたいときにやっていないという、そういう苦情です。

これは、今後どのようにするのか、これもお尋ねをいたします。

3点目ですが、今年度で廃校、閉校する学校が多くございます。これもむつ市長はあちこちの閉校及び式典等々でごあいさつをしておりますが、一向に有効活用を図ろうとしない。1校弘前大学と云々というのはございますが、ではあとの学校はこれどうなるのか。これは、もう端的に言いましょ。建物は壊してもしょうがないでしょう。形あるものはしょうがない。ただ、地域の人々が廃校、閉校にどんな思いを持って協力したか、同意したか、それを思うときに、思い出さえも壊す権利は行政にない。結局その地域、地域のその人たちに残った思い出を何とかして守れないものか、これを3点お尋ねします。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 村中委員のお尋ねにお答えをいたします。

「こどもは地域のたからもの」ということでのプロジェクト、どういう目玉事業を盛ってきているのだということでございます。これはどれということではございませんで、我々にとっては義務教育を預かっている部署でございますので、まさしく子供は地域のたからものという、そういう子供は大事という、そういう観点で常日ごろ子供たちに相對しているということございまして、その発露が小中一貫教育というところに行き着いているということでございます。そのほかには、教育相談、あるいはスクールサポーターといったような支援教育を必要とするような子供たちにも力を注いでいきたいということをやっているということで、金をかけたから、これはもういいのだということではないと思います。そういうことで、我々としては、理念として、これは小中一貫教育に関しては、施設もそろえなければいけませんので、学校整備も必要です。かなりの事業費も必要になってこようかと思えますけれども、これを通じて子供たちを力強く育てていきたいという、そういう願いを込めているということでございます。決してめんこちゃんこといいですか、そういうスタイルでの考え方ということではございません。

それから、こども議会についてのお尋ねがございました。正直申しまして、これは模索してございました。女性議会とこども議会を1年ずつ交代交代にやるというふうな方針でいたということは承知してございました。ただ、当年度、非常に学校統合と、あるいはイベント等仕事がふくそうして、非常に忙しいこともございました。ただ、もう一つ、検討していたといいますのは、こども議会にかわる手法といいますか、これは青森市あたりでやっているのですが、子供たちに一定の額、少ない額ですけれども、学校で用意しまして、子供たちが実際に意見を述べるだけでなく、そのお金を使ってどういうこ

とができるかというところまでやらせているという事例もございました。できればそういう格好で自分たちの意見を何らかの形で結実させる、そこまで持っていくということ、それからもう一つは、先般合併した地域でのタウンウォッチングのような格好で実施がされました。それぞれ4地区で、弘前大学の北原先生が中心になってやっていただいた県事業ですけれども、そういうスタイルもございます。非常に実質的でなかなかいい取り組みであるなど思っておりましたので、その辺のところを十分考えながら、こども議会もいいイベントといいますか、行事ではあると思いますけれども、その辺のところも勘案しながら、新年度に向けて考えていきたいというふうなところでございました。

それから、図書館については、これは年中無休にしるという意味合いに受け取ったのですけれども、行きたいときに開いていないということなんでしょうか。そういうことになりますと、これは非常に管理上人も必要になってくる、その分はお金もかかってくるということにもなりますし、現在のところ図書の整理ということをある程度定期的に行わなければいけません。貸し出しをしている、あるいは本がいたずらされていないかということもきちっと管理しなければならないということもございます。そういうことでは、1週間に1遍の休館日、これもやむを得ないのかなというふうに感じているところでございます。さらに2月には図書整備期間ということも設けているところでございますので、この辺のところには、若干ご不便を感じているのかなという気もいたしております。この辺については、検討課題になるかなと思っております。

それから、廃校、閉校になったところの有効活用ということですが、松川小学校については、まだ新しい、13年ぐらいしかたっていない校舎で、十分活用できる校舎でございますので、これは何とか活用したいものだなと思っっているやさきに弘前大学のほうで活用したいというありがたいお話があったということで、これにのっかって多角的な活用を図っていきたいと考えております。

そのほかでは、すべて木造老朽校舎ということで、原則的にはこれは解体整備をしていきたいというのが教育委員会としての方針でございます。ただ木造校舎は幾ら老朽化しても意外とある程度手を入れれば使えるということもございますので、解体整備するまでは地域の方々がお使いになりたいというご希望があれば、これにこたえていきたいということでございます。今のところお話をお聞きしておりますところでは、小目名地区、関根橋地区の皆さんからは活用したいというお話をお聞きしておりますので、十分な整備は

できないかもしれませんが、できるだけ協議に応じていきたいというふうに思っているところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長（新谷 功） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） まず1点目の「こどもは地域のたからもの」という、どれということはないということであります。金をかけたから云々というご答弁ですが、市長から指示はあったのですか。金をかけたから云々と言いますけれども、農林水産業費のほうではきちんと、むつ市のうまいは日本一プロジェクト事業費とのとっているではないですか。だから、高揚、意識の持ち方で、やっぱり常日ごろそればかり言うのですから、市長は。そうしましたらば、やっぱりそういう文句の、何でもいいです。こどもは地域のたからものプロジェクト事業費とか、のせるべきでしょう。「むつ市のうまいは日本一」はのせて、こっちをのせないから、では何のキャッチフレーズだということになってしまうのです。もう一度聞きます。これは、どれということはないと今お答えでしたが、どれということはないということは、市長から、「こどもは地域のたからもの」という事業をやるようにという指示はなかったのですね、これがまず1点。

2点目です。実は、年じゅうやれとは言いませんが、せめて子供が休みのときは、やっていただきたい。図書整理だとか、10日休みますね、そのことを言っているのではないです。夏休み、春休み、秋休み、冬休みと今は季節ごとに休みがあるそうでございますが、過去何年前でしたか、一般質問か議案審議かわかりませんが、同じ問題が出たときに、今のその権力のある方が、学校退職者及び自衛隊退職者、その方々をフルに活用して、その中に免許を持った方がいて、これを回せばやれないことはないということなのです。ですから、それからもう何年もたちますから、これは検討されているのかどうなのか。臨機応変にやっていただきたいのです。この子供たちが休みのときは、もう一度お尋ねをします。

こども議会はわかりました。議会でなくても形を変えたそのことで、子供たちにいろんな経験を積ませていただきたい。それはいいです。

3点目ですが、小目名さんと関根橋さんから要望が出ているということでもあります。ここは1点、あちこちの今閉める学校に校歌を書いた立派なものとか、それからレプリカ、それから卒業生の記念品だとか、思い出が詰まっているものがたくさんあるのです。これは、では校舎を壊すとすると、一緒に廃棄処分するのか。もしくはその地域の方々に欲しければ上げるのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。



○委員長（新谷 功） 教育長。

○教育長（牧野正藏） その「こどもは地域のたからもの」の話でございますが、指示されたかされていないかということではなくて、我々はもう既に1年前、2年前から、合併した形でむつ市の子供たちをどんなふうに育てていくべきかということをして2年ほどかけていろんな角度から勉強してきました。最終的には、この前も説明申し上げておりますけれども、やはり少子化とともに小中一貫教育というのを一つの目玉にしようということで、先ほど申しましたように、研究もしてきたわけでありまして、そういうことで、これをさらに拡大していきたいということは随時前の市長、現在の市長にも説明してきたわけございまして、そういうことで、予算のっていないではないかではなくて、我々は中学校ごとに、中学校ごとと申しますと、例えば田名部中学校であれば第二田名部小学校、苦生小学校、第三田名部小学校、そういう学区、9つありますけれども、私たちはその中で先ほど申しましたように、併設ができるものから、そこから先にやっていきましょと、それ以外のところは連携という形でやっていきましょとということで、既に走っておりますのは、学校ごとの校長先生方に集まっていたきまして、来年度以降、3年かけて十分その連携事業を深めていこうということで予算もことしから盛っていただいております。その中で一つの我々の大きな目玉としてやっぱり進めていきたいものだと、こんなふうに思っているわけでございます。子供にはどういう時代になっても元気よく生き延びていける力というものはやはり学力であり、体力であり、気力であろうと、このように思っています。そのことがやはり十分満ちることによって、子供が宝に変化してくるだろうと私は思っているわけでございますので、そういう大きな方針の中で今後教育行政を動かしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、足りないところは部長からとなりますけれども、閉校になった7つの学校でございますが、本当に2年ほど前から各地区にお邪魔いたしまして、必要性を説いてきたわけでございますが、最初はやはりすべての地区において、時期尚早とかというふうなことで反対意見が相当多かったわけでございます。しかし今後これからますます少子化進行する中で、複式授業というものを永遠に続けていくわけにはいかないということで、そしてまた校長先生初め保護者、それから町内会長さん、それから地域の方々に何回もお集まりいただきまして、その必要性を説いてきましたら、徐々に、徐々に、よし、わかったというふうなことでご了解いただきまして、特に子供を持つ親の方については、やはりある一定の規模のところ勉強させたいのだというふうなことでございまして、それをよく町内会長さんたちがご理解いただ

いたなど、こんなふうに思っているわけございまして、改めて敬意を表したい、あるいは感謝しているところございまして。

私もあるところで申し上げたのでございまして、やはり学校がなくなるといのは、自分の家族を、親をなくしたように、それ以上に寂しい思いをするというようなことが実態だと私は思うわけございまして。やはりそういうことで、ただ受け入れ先に出せばいいのではなくて、今委員が提案されておりますけれども、やはり今のところはまず受け入れ先に財産を移した形にしておきまして、落ちついた段階である校舎などを使いながら、一般に公開していくとか、アルバム、校旗、いろんなものがあるわけございまして、そういうものを一定の期間を設けながら、1年ではなくて、何年か置きぐらいつつに一般公開、卒業生に夏休み等などに見ていただくような機会を工夫していきたいと、こんなふうにも考えているところございまして。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 教育長の答弁に補足させていただきたいと思っております。

市長から指示があったのかということにつきましては、教育長からもお話があったわけございまして、これは教育の分野、ここの部分については、私どもということで、新年の記者会見の中でも「こどもは地域のたからもの」というキャッチフレーズの中の一つの大きな政策としてきちっと位置づけお話ししていただいているところございまして。

それから、図書館について。図書館、子供の休み期間もやってほしいということでございまして。これは、多分そのことだったのかなと思って、以前にゴールデンウィークの期間に3日間ほど連続して休んだということがあって、やっぱり連続して休むのはうまくないのではないかとご指摘を受けて、改善したことだと思っておりますけれども、一応そのところは連続して休まないようにということで改善はしております。

それから、子供の春休み、夏休み、あるいは冬休みといった期間、この期間につきましても、これは通常月曜日のみ、1週間に1遍の休館日ということでやっているわけございまして、ここのところでも連続的な休みはないわけございまして。ただ、そういうご要望が、子供が休み期間中図書館を開けてほしいということでの要望が強いようであれば、これは検討しなければいけないのかなというふうに思います。

それから、校旗、校歌等、こういうものについては、先ほど教育長がお話ししましたように、統合先の小学校のほうにすべて持っていくということでございまして。第一川内小学校につきましては、改築になりますので、改築する学校の中に資料室をつくりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 図書館のほうですが、非常に職員の方々も一生懸命、図書館そのものも市民に知識を提供するという形で非常に貢献しています。非常に皆さんからよく思われているのに、たったこのことだけの不満が全体を悪くしてしまうというのは非常に悲しいことであって、これはさっき言いましたが、学校退職者、自衛隊退職者、免許あった人が1人いれば使えますので、何とかそういう不満がないような形で検討していただきたいと思います。

最後に1つお尋ねします。「こどもは地域のたからもの」、これについてちょっと最後にお尋ねしますが、指示されたかされないかではないと、訓辞でも述べているし、ああでもない、こうでもないと言いますが、私からすれば、一貫教育、とうとうと教育長が述べられても、今時代が変わったかどうかは別にして、新しい市長が新しいキャッチフレーズを述べているわけなのです。そうしたら、先ほどの農林の予算みたいに、やっぱりその冠ですか、冠をつけた予算をつけないとだめです。だから、オブラートに包んだ言い方していますが、なかったのでしょうか、指示が。非常に難しい問題だろうと思う。むつ市のうまいは日本一プロジェクトで60万円、90万円ですか、先ほどちょっと思い出せませんが、つけているのですから、やっぱりここら辺はやる気であるならば、つけるべきだろうと思うし、あいまいにつけないのであれば、どこに子供は宝なのかわからないような予算書ですから、これ。そうしたらキャッチフレーズとして言わなければいい話で、言って予算つけないのか、言わないで予算つけるのか、何も言わないで予算もつけないのかと、どちらかの問題ですから、市長のとにかく「こどもは地域のたからもの」、非常にアバウトな問題でしょう。アバウトな問題でお二方が指示されたかどうかは問題ではないとか、どれということはないと言いますが、どれなのです。だから、「こどもは地域のたからもの」と、子供というのはたくさんの幅があります。どこに予算をつけてあるのですかというのを私は聞いているのです。一貫教育とか云々聞いているのではないです。これだけ最後にお聞きします。

○委員長（新谷 功） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 教育の中にも「むつ市のうまいは日本一」というふうなキャッチフレーズをつけなければいいなと私は思っていたわけですが、しかし教育にはそういうものはいかないわけですが、やはり今の範囲内で淡々とやるのがやはり教育だろうと私は思っているわけですが、淡々とやるのが「むつ市のうまいは日本一」以上の私はキャッチ

フレーズではないかと、このように認識しております。

それからまた、予算がないではないかという話でございますが、先ほど申しましたように、連携するにはやはり先生方が会議を何回か開いたり、あるいはテキストをつくったりということで、各ブロックごとに予算をつけてございまして、それを3年間継続した形で平成23年から一斉に一貫教育をさせていきたいと、こういうことございまして、キャッチフレーズより中身で成果を出していきたい、こんなふうにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 教育委員会が所管する部分の補助金全般についてちょっとお伺いしたいと思います。

昨年ですが、市内の小学生、中学生、生徒、児童ですが、運動、文化系も含めて東北大会、または全国大会に出場する個人または団体が多数出たのはご存じのことと思います。そのときに教育長のところにも行っていると思いますが、遠征費の補助または経費の補助をお願いしたいというふうなことで、相当な数が行ったと思います。それに行政側はどう答えたかということ、お金がないから申しわけありませんと、自前で何とかやってくださいというふうなことになっていたと聞いておりますが、それを踏まえて今年度のその各団体に対する補助金の申請をどんな考え方で行ったのか。見るからには、前年度とそのままスライドして、ほとんど考えていないのではないかとというふうに私は思いましたが、そここのところの考え方をお知らせください。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 齊藤委員のお尋ねにお答えをいたします。

子供たちの遠征費についての補助ということでございます。これは従来から旅費の実費の3分の1以内で補助するという形で行ってきております。これは、学校行事を中心ということで取り扱いをしてきたのですが、最近スポーツ少年団の活躍も非常に目覚ましいという状態が起こってきまして、スポーツ少年団は若干学校行事からは外れるわけでございますけれども、そのスポーツ少年団に入っている子供たちがすべて一つの学校の生徒であるとか、違っていても2校の生徒というふうな形でございまして、ほとんどその教育活動の中で行われているというケースが非常に多いものですから、そういう場合も救済するという格好で、最近では大畑のミニバス、これについても3分の1以内で補助するという形で今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） それで、学校教育というふうな、今部長がお話しされましたが、教育委員会は何年か前から総合型スポーツクラブを将来普及させるのだということで、ちょっとですけれども予算をつけたり調査研究をしていたのは間違いのない話であります。そこで、なぜその総合型スポーツクラブをこれから進めましょう、普及させましょうとやっているのにもかかわらず、この予算書の中にはいまだにスポーツ少年団とか小学校体育連盟の補助とかというふうに、学校単位または地区単位にしかその予算をつけていないのか、そこが本当に疑問になります。そこのところはどのように考えて予算要求しているのか、お答えをお願いします。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 総合型スポーツクラブについてのお尋ねでございます。これは国の補助金、体協を通じた補助金ということですが、育成団体ということで指定をされないと、そのお金がおりてこないということで、私どもとしてはむつ市内でできれば3つぐらい立て続けに立ち上げたいというふうに考えていたわけですが、この枠の中にはまらないということで、今育成団体として活動している、今1年目で、来年2年目になります、むつアスリートクラブというクラブ1団体、これだけが活動しているということです。できることなら大畑地区、川内地区にもこれをつくりたい、できるだけ早くつくりたいというふうなことで進めております。そういう形で総合型スポーツクラブとしての形態をとる格好になっていけば運営費補助ということも私どもとして行政的に考えなければいけないであろうということで、昨年度において大畑地区でかなりそういうことで地域のスポーツの関係者の方々とお話ししたのですが、なかなかそのところまでまだまとまり切れなかったということがございます。そういうことで、むつアスリートクラブについては、国のそういう補助金をもって年間100万円程度、100万円か150万円ぐらいの運営費をいただいて今活動しているという状況にございますけれども、これを何とか横に広げていきたい。数をたくさんつくるのがなかなか難しいということであれば、横に広げていきたいというふうな考え方は持っております。その展開次第では、行政としても何とかそれを支援するような形の制度をつくれぬものかなということは考えてございますが、来年度、新年度に向けてのそのような格好での予算計上はできなかったところでございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 齊藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 何のために国の予算を使って総合型スポーツクラブを普及しようということ調査研究をしたのか、今までも何回か聞いていたが、もう結論は出ているはず。この地区にはこういう方法でやるとなじむのだよ、その例が何とかクラブだと思います。それを何で新しい形を調査研究して結果が出ているにもかかわらず、予算請求もしないし、その行動に移さないのか、私は疑問に思います。

スポーツ少年団の活動は素晴らしいものだと思いますが、今後の教育行政を考えると、このスポーツ少年団も学校体育も本当に今のままでいいのかというふうなことになっているはずですので、ぜひもう少し早目の展開をお願いしたいと思います。

最後になりますが、その何とかクラブは、スポーツ少年団の補助金とは全然かわりがなく単独で運営補助を国からもらってやっているということ。間違いはないのか、スポーツ少年団とその国からの補助をもらっている団体は全然別物なのかどうか確認します。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 質問の趣旨が若干つかみ取れなかったのですが、いわゆる総合型スポーツクラブと、それからスポーツ少年団は違う組織かということでしょうか。これは、違った組織でございます。陸上競技協会の下部組織ということで今活動しているということございまして、独自の形態のクラブという格好でございます。

今おっしゃったように、今学校体育は非常に少子高齢化、それから学校の統合等で非常に難しくなっている、先生方に非常に負担がかかっているという状況もございまして。そういうことで、クラブ型の子供たちの受け皿と申しますか、子供たちの健全育成のためにもそういう地域クラブ型の今スポーツクラブができないかなというふうなことで模索しているということございまして、これを別に国の育成団体の枠から漏れたから手をこまねいているということではございません。国の枠がないのであれば、それはそれなりに新たな道を模索していかなければならないだろうというふうなことでは相談しているところです。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 67ページの学校評議員費についてお尋ねいたします。

これは、合併前から、議会を通して6年ぐらいになるのですか、この評議員制度を設けてから、やっているわけですが、この趣旨は自分としては理解しているつもりでございます。地域の方と学校と一緒に子供を、学校を運営

するのだと、この趣旨で評議員制を設けていると感じております。定かではございませんが、6年やって、この効果が本当にあらわれているのか。また、合併してから市内の大畑地区、川内地区、脇野沢地区でも、これを継続してやっているのか、またこれは恐らく小中学校の校長の裁量に大部分をゆだねているところがあると思います。ということは、学校側のほうから今年度もぜひ評議員制度を継続してやりたいということでこのような形で経費が計上されていると。まずこの3点お伺いいたします。

○委員長（新谷 功） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 白井委員仰せのとおりでございますが、学校評議員制度というのは日本には余りなじみのない制度だったわけでございます。これはどこから始まったかと申しますと、はっきり言ってイギリスあたりからなのでございますが、要するに学校というと先生と保護者、生徒だけというふうな、比較的今までは外部の力を学校に入れないというふうな、非常に閉鎖的なことが指摘されておりますと、やはりそうでないのだと。学校というのは、地域のものであるのだと、やはり地域とともに学校が選ぶと、そういう外部の力を、考え方を入れていこうではないかということが、大分叫ばれておりまして、イギリスあたりでは約50年ぐらい前からしておりまして、そうすることで文部科学省も、やはり外部の考え方、意見というものを十分に、やはり校長の耳には都合いいことばかり入れて、都合悪いことは入らないと、そうではなくて、やはり生の声を聞いて校長は運営しなさいというふうな考え方だと思うわけでございます。そういうことで、これは青森県と申しますが、日本でと言ったらいいと思っておりますが、ちょうど2000年の年に始まったわけでございます。ちょうど私は現役のところでございますが、それを県議会へ通す管理運営委員長をやっておりまして、そこで1年以上かけて研究しまして、議会に提案するというふうなことでありまして、それを各市町村が準じてきたということでございます。したがって、日本全体大きな中で動いている。むつ市だけが動いているというのではなくて、もう本当に文部科学省挙げての動きの中でございますので、各学校に5名以内で校長の諮問機関みたいな形をつくってくださいというふうなことでございまして、これをうまく、本当の意味でうまく使っているところもあるでしょうし、むつ市の場合には十分活用されているようでございます。ただ問題は、やはりPTA会があったり後援会があったり、いろいろな組織がある中での学校評議員でございますから、最初のうちは大変混乱したようでございますが、昨今はPTA会長さんに入っていたとか、あるいは後援会長さんに入っていたとか、あるいは同窓会長さんに入っていたとかというふうなことで

あたりして、いろいろその地区の中で工夫されて人を選んでいるようでございます。やはり私は徐々に、学校だけの経営ではなくて、やっぱり外部の力を十分加味する必要があるだろうということでございます。ただ昨今はまたそれでも足りないということで、全く関係のない方も入れる必要があるのではないかとございまして、やはり一つの制度ができますと、円熟といいましょうか、実を熟すというのはある一定の期間が必要かなと思っております。実際に歩み出したのは、青森県で小・中学校で歩み出したのは2001年からだったと私は記憶しております。まだまだ未熟な、まだ未熟とは失礼でございますが、よその国並みにはまだまだいかないので、やはりこういうものというのは10年、20年かかるのかなと、こんなふうにも思っております。むつ市は100%の学校、もう最初からやっております。多分青森県でもほぼ100%近い、高等学校あたりで一部やっていないようなところがあるように聞いておりますけれども、小・中学校はほぼ100%と伺っております。

○委員長（新谷 功） 学務課長。

○教育委員会事務局副理事・学務課長（須藤徹哉） お答えいたします。

学校評議員制度につきましては、平成13年3月、教育委員会訓令甲第1号で市単独事業として平成13年度で施行して毎年予算計上して行っております。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 内容は大体わかっていました。ということは、行政の教育委員会のほうで学校がやりたいとかやりたくないとか関係なく、今年度は予算をつけてやっているということで理解していいのでしょうか。この評議員制度のとき私も、賛成した議員の一人でございますので、その経緯は十分理解しております。でも、現在の文部科学省の場合は、ゆとり教育をどっと縮めて、今また180度変えているわけです。今度は円周率でも3でいいのが、今度はおおよそを省いて3.14でやりなさいと。そういう文部科学省がこれをやって、学校側が重荷になっているのではないかなと、私はそれを心配するわけです。ただ、これはやれやれというのは簡単です、もう文書書いて。でも、現在教育というのは大変現場は、文部科学省のほうの学習指導要領のほうも本当に変わって、こういうのまでも目が届かないのも現実だと思っております。私はこれをやっぱりやめるとか、そういうことを言うつもりはございませんが、やはりつくって予算を計上した以上は、きちんとした形で今後とも進めてもらいたいと。本当に現場の学校側が望んでいるのであったらやってほしいと。ただ学校側のほうが、いや、今現在はあれですよというのであ



ったら、やっぱり学校側、またPTAとか、声を十分に拝聴して、教育委員会、担当の皆さんと話をし、今後ともこの学校評議員制をぜひ継続するなり検討するなりしてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 70ページから71ページにかけて、そのほかにもありますけれども、報酬という項目があるのですよね。特に図書館につきましては806万5,000円。この報酬を受け取る立場の人、何名おって、どういう立場にあるのかということをお聞きしたいと思います。

さらにもう一つですけれども、この図書館1億1,700万円で図書館の給与費が一般職8名で6,500万円、単純に1人当たり計算すれば800万円になるのです。これは、単純な職員給与と見ていいのかどうか、これはさっきもどこかにありましたけれども、地方債の808万円がありますから、これ退職職員がということなのかどうか、その辺をご説明をいただきたい。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 馬場委員のお尋ねにお答えいたします。

公民館費及び図書館費の報酬ということでございますけれども、公民館費の報酬につきましては、その説明欄のところがございます社会教育指導員、これが2名でございますが、この方々の報酬、それから公民館分館に分館長がいるわけですけれども、その分館長の方々の報酬、こういうものが主なものでございます。

それから、図書館費のほうの報酬につきましては、やはり説明欄のところがございます図書館奉仕員6人、それから図書館協議会委員10人、この方々の報酬ということになってございます。

それから、給与費一般職8人ということについては、そのまま職員8人の給与費ということでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 図書館の奉仕員6名、協議会委員、これはわかります。奉仕員というのはパート、あるいは臨時職員ということになるかと思っておりますけれども、今部長説明の中にありましていわゆる一般職8名で6,500万円だと。これは、私が何でもかこういふことを言うのかといひますと、図書館も考えてみますと非常に立派な図書館をつくったと。まれに見る東北でも一番だという前市長が鼻高々でどこへ行っても吹聴して、その結果視察に訪れる人もかなりあったようであります。しかし、先ほどの質疑の中にもありました

ように、非常に立派だけれども、使い勝手が非常に悪いという反面もありまして、私もつくづく感じてはおりましたけれども、これくらいの維持管理費を考えてみれば、非常にこの先市が持っていくには大変な大きな荷物だなど。これは、歳入伴うのはまずないと同じなわけですから、そこで指定管理者ということも視野に入れていいのではないかなというふうに、そう思うわけですが、考え方としてどうでしょう。

○委員長（新谷 功） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 馬場委員のお尋ねのお答えになるかどうかわかりませんが、実は平成19年の6月で法律が改正になったわけでございます。それは、教育3法という法律の中で、1つは地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで地行法と我々一般に言うわけでございますが、その中に教育委員会の活性化を求めるといふのがあります。これまでは教育委員会の仕事というのは学校教育とか社会教育があるわけでございますが、その社会教育の中で、我々が所管する施設というのは、いろいろ体育的な、あるいはまた文化的、芸術的なものがあるわけでございますが、その中でこういうことをやってもいいですよということになったわけでございます。要するに教育委員会から市長部局に仕事を移してもいいですよと、法律がもうでき上がったわけでございます。それはスポーツあるいはまた今言った社会教育の芸術文化というようなことでございますが、その中に公民館、図書館なども移してもいいのではないかなというものが出ているわけでございます。要するに教育委員会というのは学校教育に相当専念せよという意味合いかなと私は見ているわけでございますが、今ご指摘のように、そういうことも含めながら、法律ができたからやれというのではなくて、将来考えていくことも我々ももう頭の中に検討する材料としているところでございますので、したがって今のシステムでいく方法も一つだと私は思っております。

やはりその空白日といいましょうか、休館日をできるだけ圧縮していくとか、あるいはまた夜遅くまで、9時ころまで開館できるとかというふうなことをやっていかないと、これからの社会のニーズにこたえられない。要するに生涯学習の拠点が図書館だと言っている割には案外早い時間に閉館してしまうというふうなことで、やはりいろんな市民からもっとその辺どうにかならぬかという話も、苦情も私たちも聞いているわけでございます。ただ今の陣容、今の形ではなかなかやはり要望があるから、あなたはもう12時間働いてくれというわけにはいかないわけでございますから、今言ったような形を拡大するか、あるいはまた別なスタイルの方法を考えていくかということも今馬場委員からご指摘いただきましたけれども、それをあわせて将来の構想

として検討させていただきたい、こんなふうに思うところでございます。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） さっきも申し上げましたけれども、今のいわゆる公務員に従事させたままでサービスをこれ以上求めるのはかなりきつい話だと、私はそう思います。だけれども、こう見回すと、1人平均800万円の年収の職員を使っているわけです。そうしますと、民間だとこの3分の1で済むのです、単純に計算して。そういうことからいきますと、もっと例えば人員を3倍にふやして、民間であればです、これは市民へのサービス、これに努めることができる。例えばNPO法人あたり、どこか手を挙げてもらえれば非常に助かるなというふうに私は常々そう思っています。これは、むつ市が誇るいわゆる立派な図書館ですから、何とかこれをもっと使い勝手のいい形で運営できたらいいなと、こう思うものですから申し上げるわけです。さらには下北自然の家もそのとおりなのです。大変県から無償譲渡受けたのはいいけれども、これから先どう運営していくのか、大変大きな荷物になることは間違いないだろうと思いますけれども、ぜひひとつ、これは社会教育というのは非常に大事なことで、何とかこれを普及して、教育全般取り組まなければならないということについては私も常々そう思っておりますので、何とかひとつ前向きな考え方を持って進めていただきたいと、このように思います。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 指定管理のことにつきまして、若干教育長からの答弁があったのですが、少し補足したいと思いますけれども、今や図書館、公民館も全国的に見ますと、決してこれは例外的な施設ではない、もう指定管理をしているところが次々出ているという状況の中にございます。図書館については先般三沢市が指定管理にしたという新聞記事が載っておりました。我々いろいろ検討いたしましたのですけれども、問題になるのはやっぱり受け皿がないということです。三沢市もやっぱり地元にはないということで、東京のほうの……失礼しました、八戸だそうでございます。そういうことで、図書館も公民館も、また下北自然の家も、これはもう貸し館ではない社会教育施設ということでございますので、だれが運営するのかということについては、それなりのノウハウなり経験なりを持っていないとなかなか難しい面もあると、資格も必要だということもございます。そういう面では、教育長が言いましたように、将来に向けてこの受け皿づくりがうまくできるのかどうか、この辺のところもひっくるめて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

1点目は68ページの小・中学校の管理費に関してですが、耐震診断を委託したということで、そうすると平成20年度でむつ市の小・中学校すべて耐震診断を実施するということになるのかどうか、そこをお聞きいたします。

また、平成19年度で実施したところがあれば、その結果はどうだったのかということもお聞きしたいと思います。

2点目ですが、第三田名部小学校についてであります。ちょっと私は口酸っぱく自動ドアはやめてくださいということを何回も言っておりまして、そういう自動ドアが設置されるような設計になっているのかどうかということです。もしまだ決まっていなければ、そういうのは設置するべきではないということです。それで、議案審議の中でもちょっと提案いたしました。今灯油が高くなっていて、かなり需用費も1,000万円近く補正予算でふやしたのですが、これからも私は灯油は下がることはないなというふうに思っておりますので、ぜひ灯油に頼らない暖房設備に第三田名部小学校はしてほしいなというふうに思っております。そのところを検討できないものかどうか。

そして、もっと大きな話をすると、できればエコスクールということで、基本的にそういう形の校舎にできないものかどうか。たしか岩手県の葛巻小学校でしたか、かなりエコスクールという形で力を入れて、今当然温暖化というのが世界的な課題になっておりますので、こういうエコスクールの形にすることによって子供が授業を受けながら、その環境のことを常に考えていくというふうな形の学校になりますので、ぜひこのエコスクールという形の学校にできないものかどうか、以上お聞きいたします。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

耐震診断でございますが、終わっておりますのは大湊中学校1校だけでございます。残り8校、小学校6校、中学校2校について平成20年度において実施するという計画にいたしております。

それから、自動ドアについて、第三田名部小学校の自動ドアはやめたほうがいいということでございます。これは実施設計をこじやりますので、これからその辺のところは当然検討していくことになるわけです。ただ車いす等の、そういうふうな支援が必要な子供たちのことも考えなければいけないということもありますので、全部なくてもいいということではないわけで、その辺のところ、必要に応じ考えていくということになるかと思っております。

それから、エコスクールですが、これは国のほうからもそういう検討をせ

よというふうなことも参っております。ただそういう学校にした場合、風力発電あるいは太陽光発電、あるいはバイオエネルギーといったものを対応するといったことがきちっと維持管理コストとして賄っていいのかということになりますと、なかなか当地域でそれだけで冬の暖房等賄っていき、あるいは電気を賄っていきというふうなところまではいっていないかと思うのです。当然この辺のところは環境教育等もありますので、おっしゃられるように、十分検討はしていかなければいけないものと、設計段階で思っております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 耐震診断についてですが、大湊中が終わったということで、結果もお聞かせ願いたかったのですが、再度そこを確認させていただきます。

これは、文部科学省のほうで耐震診断をやりなさいと全国的に指導しているようなのですが、ところが耐震診断をやって結果が悪くなると、すぐ改修しなくてはいけなくて、その改修費が出せない自治体なかなか手を出せないでいたというのを聞いておりました、当然むつ市もなかなかできないものかなと思っていたら、平成20年度に全部残り8校もやるということで、ぜひ進めて、結果がそれなりに改修しなさいというふうになったら、これは当然の話でしょうけれども、改修するという頭で当然臨んでいるのかどうか、そこら辺のちょっと心構えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、第三田名部小学校の自動ドアであります、今現在たしかあるのは奥内小学校だけだと思うので、それ以外はなくてもやられているし、当然人がだれもいないところに小学生が入るということはないし、必ず管理人、用務員、当直の方がいますから、そこら辺で十分自動ドアでなくても私は対応できると思うし、そういう楽をして生きるというふうな発想を小学校からつけたらどういう大人になるかというのをやはり考えてもらいたいと思います。やっぱり自分のことは自分でやると、ドアは自分であけると。ちなみに、ロンドンという町は、自動ドアがないという町で有名だそうです。ドアは自分で開けるものだ、そういう意識が強いのだそうです、あちは。やっぱり自分のことはきちっとやらせるというふうな意味で自動ドアはよくないと。

あとエコスクールについては、ぜひともやはり全部暖房費を太陽光だとか風力で賄うという発想だとなかなか難しいとは思いますが、一部を賄ったり、あと今ペレットストーブでそれなりに対応、CO<sub>2</sub>が全くゼロの、そう

いう暖房ストーブもできておりますから、そういうものの先駆け、ちょっと最初お金がかかりますけれども、やっぱり先駆けをつくって、そういう教育の一環というふうな形の建物にぜひ検討できないものか、以上再度よろしくお願ひします。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 耐震診断後の耐震設計、大湊中学校については耐震診断終わりましたので、平成20年度においては耐震設計をやります。設計をして、当然ながら補強工事に入るという段取りになるわけでございます。ほかの8小・中学校につきましても、診断のうえ、必要であれば耐震設計、耐震補強という段取りで進めざるを得ないことになろうかと思ひます。非常に財政的に厳しい状況でございますが、先ほどこれを言えばよかったのかもしれないですが、「こどもは地域のたからもの」の一つの大きな目玉であろうとも思ひます。子供のいわゆる教育環境ということが大事、きちっと地震にも耐える校舎の中で勉強させたいという、そういう英断がこの予算に反映されたものと思ひております。ありがたく思ひているところでございます。

自動ドアにつきましては、先ほど言ひましたように、体が不自由なお子さんもいらっしゃるわけで、そういう場合の対応も十分考へておかなければいけない。自動ドアがあるからといって子供が悪くなるわけではないでしょうから、その辺のところは十分考へながら設計に取り入れていきたいというふうに思ひております。

それから、エコスクールについては、いろいろある新エネを活用するということは当然ながら検討してまいりますが、あれもこれもというわけにはなかなかいかないと思ひますが、子供たちの環境教育のためにも何らかの格好で具現されるよう検討していくというふうに思ひております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） どうもこの自動ドアについては、私は拒否反応があるのですが、どうも最近つくられた建物を見ると、ほとんど自動ドアですね。新しいし尿処理センターにしても、企業局でも、下水の建物、新しく建てた建物、すべて自動ドアになっている。やっぱりこれは設計に丸投げすると、多分設計者は全国標準で最高のものをつくってしまうということから自動的に自動ドアがもうつくられて設置されてしまうという流れになっておりますから、やはりその小学校にふさわしいものかどうかということも含めて、ただ設計者に丸投げするのではなくて、その観点でまたエコスクールにするのだということも加味しながら、しっかりと設計者には物を言ひて、ただ丸投げ

するというやり方ではない、そういう小学校建設にしてくれることをお願いして終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 図書館費について先に伺いたいと思います。

備品購入費に図書費440万円が計上してございます。これで平成20年度のこの予算で何冊の図書を購入し、その蔵書数は合計でどのくらいになる予定かお聞きをしたい。

それと、本を購入する際、館長なのか、教育委員会なのか、職員の一存なのか、利用者の希望なのか、それはどなたが決めるのか、そこあたりも教えてほしいと思います。

それと、若者の図書館の利用状況、ふえているか減っているか、わかる範囲で結構ですので、お知らせを願いたい。

それと、自分の本を読み終えて寄附したい本があったならば、市として寄附を受け入れてくれるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それと、73ページの保健体育費の市民体育大会についてお伺いをしたいと思います。毎年10月に旧むつ市を会場にいろいろな種目をもって開催されているところですが、この市民体育大会については、市政だより等で周知してございますのは私も知っていますが、旧町村地区においては、非常に参加者が少ないように感じております。これについて、旧町村等の体協とか分庁舎などを通して周知し、旧町村地区でも多くの参加を求め体育の向上と親睦を図っていただきたいと思うが、その点についてはどうですか、お聞かせを願いたいと思います。

それと、74ページの体育施設の管理費でございしますが、大畑中央公園のあさひな丘球場のトイレの問題でございします。このことについても私は平成19年6月定例会の教育民生常任委員会でも要望してございしますが、この球場は下北郡では水はけもよい球場でございします。あさひな丘球場には2つのトイレがあるのでございしますが、本当に古いわけでございします。これが去年の県の朝野球大会での不評の一つでございしました。そういうことで、苦しい財政事情は十二分に私は承知しておりますが、このトイレについても改修は大事なことでございします。とにかく選手の方があさひな丘球場で何かイベントがあっても快適に使用できるよう、早期に改修を望みたいと思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 3点のお尋ねにお答えしたいと思います。

本の購入につきましては、後ほど館長のほうからお答えをいたしたいと思

います。

それから、市民体育大会、ご指摘のように、スキー大会もそうなのですが、非常に参加者が少なくなっているという現状、そのとおりでございまして、何とかこれを市の大きな大会というふうなことで、改めて盛り上げていきたいというふうに考えております。考えておりますが、なかなかその子供たちだけ、子供たちの参加が多くて一般の参加が非常に少ないという状況が続いております、一般の方々にどれだけ参加してもらえるかという、そういう魅力を、大会としての魅力をどうつけていくかということが大きな課題ではございます。ご提案ございましたように、それぞれの地域に呼びかけまして、対抗戦ではないのしょうけれども、さまざまな工夫を凝らしながら盛り上げる企画をつくっていききたいというふうに思っております。

それから、あさひな丘球場のトイレにつきましては、現場を確認のうえ、対応してまいりたいと思います。

補足があれば、担当課長のほうから、また話をしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事・図書館長（高橋まり子） 選書についてお答えします。

選書については、職員担当者2人が担当することになっておりますが、毎週新刊になった本をすべて網羅しております図書館流通センターというところで発行しております本を全員で回覧しまして、それぞれチェックします。そのうえで担当者が選んでいるということです。

それから、リクエストにつきましては、400万円という図書費ですので、すべてを購入するということではできませんが、できるだけ購入するようにしております。こたえられないものについては、ほかの図書館から借り受けをしまして提供するということをしております。

以上です。

（「答弁漏れ、若者の利用状況」の声あり）

○教育委員会事務局副理事・図書館長（高橋まり子） 中学生、高校生の場合は、試験のシーズンになりますと、大変多く利用するということです。ただ、本を見るというところまでいくと、なかなか利用しないということです。ただ、10代の人を読めるようにということで、ティーンズブックという欄を新たに設けまして閲覧するようにしてはいますがけれども、その辺は設置した去年、おとしからやっているのですけれども、去年あたりはかなり出ていますので、多少は効果があったかなというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。



(「本の寄附の受け入れ体制」の声あり)

○教育委員会事務局副理事・図書館長(高橋まり子) 寄附については、何々文庫というふうにはできませんということと、それから一般の本に紛れて配架しますということを了解いただいて受け入れをしております。自分の寄贈したものが必ず書棚に乗るようにということの希望は受けておりませんので、あらかじめ了解をいただいております。

○委員長(新谷 功) 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長(成田晴光) あさひな丘球場に隣接しておりますトイレについてお答えいたします。

あさひな丘球場にありますトイレと同じものがむつ運動公園のテニスコートのうへと、あと児童公園のところと2カ所ありまして、それについてはできるだけ新しいトイレにということで努力してきましたが、これからも努力して何とか新しいトイレにしたいと思っております。

あと市民体育大会のことなのですが、補足いたしますが、主催、主管しておりますのがむつ市体育協会及び体育協会加盟各種競技団体なのですが、PRにつきましては、事務局であります私どものほうでこれからも一生懸命PRしたいと思えます。

あと、各競技につきましても、各競技団体のほうに呼びかけをいたしまして、なるべく参加しやすいような方法で検討していただきたいということで口答ではお願いしております。

以上です。

○委員長(新谷 功) 千賀武由委員。

○委員(千賀武由) 市民体育大会につきましては、了承いたしました。多くの参加者で体力の向上に資するよう、ぜひ周知方をお願いしたいと思えます。

それから、あさひな丘球場のトイレについても、本当にこの大会があるごとに悩んでおります。周辺にもプールのほうもあるのでございますけれども、なかなか遠くて選手の方も使わないということで、従来の2カ所についてはぜひ早急なご検討をお願いしたいと思えます。

それから、図書館費の中でもう一点伺いたいのですけれども、先ほど館長が試験時は使っているが、一般のときは少ない、そういうお話でございました。この若者の活用離れに1つ提案したいのでございますが、漫画本の導入を考えてみると私はちょっと効果があると思うのです。この漫画本で図書館等に足を向けさせて、そのついでといいますか、別な本を読ませるようにすると。そういうことも考えてもいいのではないかという提案でございますけれども、この漫画本の導入についてのお考えをお持ちになりませんか

か、そののところをお聞かせください。

○委員長（新谷 功） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事・図書館長（高橋まり子） お答えします。

漫画につきましては、幾らか入れてはおります。ただ、漫画についてはどういう基準で購入するか、入れるかということが大変難しく、ある程度評価の固まっているという手塚治虫ですとか、そういう段階でないとなかなか入れられないということがありまして、またそこにばかり集中するのではないかというような考えもありまして、ちょっとまだ決定しかねているところです。先日函館図書館というところに行ってみたのですが、かなり漫画本を入れておりました。閲覧している人の半分ぐらいが漫画本を読んでいるという状況だったので、人を呼ぶには確かにいいかなというふうに思っております。

脇野沢の分館のほうには、玄関ホールのところ到现在まで寄贈いただいた中でセットとしてそろっているものは、特に登録はしないで自由に読んでくださいということで書棚を2つ置いて閲覧していただいているという今の現状はそういうことです。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 館長のご意見を伺いました。ありがとうございます。図書館を一人でも多くの方が利用するようひとつ頑張っていたきたいと思えます。終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 恐らく教育費の中での目玉事業の一つであろうかと思えますので、あえてお聞きをしておきたいと思うのですが、先ほど来上がっております小中一貫教育推進事業費131万9,000円、この予算でことしはどのような事業を行うのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 多分教育長のほうから市の教育プラン等についていろいろ説明があったと思うのですが、9月から中学校学区が9ブロックになります。9ブロックで小中一貫教育についているんな部分で、その地域に合った、その学校に合った小中一貫教育はできないものかどうかということで始めていくものもあります。

それから、実は11月20日、21日に市内全員の先生方に集まっていただいて小中一貫教育全員協議会というのを開催いたします。これは、宮城県の登米市の豊里中学校というのが小中一貫教育を進めて、これは東北、北海道ブロックで初めてやったところです。実は2月の下旬に私を含めて学校教育課職

員 8 名で視察してきました。いろいろな部分でかなり効果があったものですから、以前から決めてやったことなのですからけれども、その登米市の教育長に来ていただいて、講話をしていただくというようなことがあります。そのための予算と、それから市内 3 ブロックに川内中学校ブロックと、それから脇野沢中学校ブロックと関根中学校ブロックに一応研究指定をお願いいたしまして、その11月の段階でそれまでの実施の経過等を発表してもらおう、そのための予算等含めたものになります。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

次は、第11款公債費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして第11款公債費についてご説明をいたします。予算書の76ページをごらんいただきたいと思います。

第1項公債費、第1目の元金についてであります。これは、長期債の元金償還金でありまして、この36億1,485万円の中には平成19年度から実施することとなります公的資金補償金免除繰上償還の元金償還金2億6,685万円を含んでございます。

次に、2目の利子につきましては、長期債及び一時借入金の利子の支払いにかかるものであります。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして、同じく76ページをごらんいただきたいと思います。第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてであります。これは、下北医療センターが運営いたします病院事業や水道事業及び用地造成事業に対する一般会計からの負担金、補助金のほか、繰出金等を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） まず、負担金の部分です。下北医療センター、むつ総合病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所、むつりハビリテーション病院、合計で11億6,600万円ほどになりますが、この負担の中身といたしましては、内訳をお聞きをしたいと思っております。

また、貸付金、下北医療センターへの貸付金13億9,500万円、この理由と内訳、これにつきましては、歳入のほうで同じ額戻ってくることにはなっておりますが、この貸付金の理由、考え方として一般会計の一時借入金みたいな考え方としてとらえてもいいのか、そのあたりも含めて理由と中身についてお聞きしたいと思っております。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

下北医療センターの各病院、むつ総合病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所、むつりハビリテーション病院、これらの負担金については、予算の補助金資料の中の38ページから39ページに詳細に説明してありますので、後ほどごらんいただければと思っております。

それから、下北医療センターの貸付金の関係ですけれども、合計で13億9,500万円ということですが、むつ総合病院におきましては、一時借入金の額といたしましては、一応100億円を超えることはなかなか難しいということで、それを越える部分に関しましては、一般会計が必要に応じて貸し付けをしているものでございます。これは、年度内の貸し付けということで、4月1日に貸し付けして3月31日に返還してもらうということですので、一時借入金と同様なものというふうに認識していただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 負担金の中身については、そういうふうなことだとは思いますが、あえてここでお聞きをさせていただきました。

貸付金につきまして、昨年と比べて2億円ほど当初予算で減額になっているということがありますが、それは下北医療センターのほうで少しは改善しているという考え方を持っていいのでしょうか。それとも、一般会計のほうで苦しいからという考え方をしてもいいのでしょうか、そのあたりはどういう理由でしょう。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 下北医療センターの貸付金の去年との違いは、去年は交付金の直接充当を6億円予算化いたしました。その関係上、交付金は

どちらかといえば出納整理期間に入ってきますので、その間のつなぎの資金として、いわゆる貸付金を6億円ふやしました。ことしの予算は、直接充当を2億5,000万円にとどめまして、その関係でむつ総合病院に関しては3億5,000万円貸付金を減らしているものでございます。そのほかに、むつりハピリテーション病院の関係で1億5,000万円増加しているというふうな状況です。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ。

今中村委員への答弁で、交付金2億5,000万円、平成20年度は充当したというふうに答弁したのですが、再度確認させていただきます。電源三法交付金のことによろしいでしょうか。平成20年度は、電源三法交付金、下北医療センターのほうにどのくらい充当したか、再度確認させていただきます。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

平成19年度の当初予算では、電源立地地域対策交付金をむつ総合病院に6億円直接充当いたしました。平成20年度予算におきましては、2億5,000万円を直接充当することにいたしております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） その6億円が2億5,000万円にする、また3億円でもいいのではないかとか、この2億5,000万円にしたその根拠というのはどういふところにあるのでしょうか。また、来年とか再来年の見通し、大体2億5,000万円を充当するという考え方なのか、もうその年、その年でもう6億円になったり1億円になったり、かなり上下があるものなのかどうか、その基本的な考え方をお聞かせ願います。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） むつ総合病院の負担金関係で、電源立地地域対策交付金を直接充当したのは平成18年度決算からです。6億円充当しました。その後、いわゆる公営企業の決算の状況から、6億円充当するということが国からちょっと指摘を受けました。というのは、病院の繰り出しに関しましては、普通交付税の中でいわゆる病院の関係の財政措置、それから起債の関係の財政措置等がございまして、それらの財政措置まで交付金を充当することに、やっぱりその辺は当然一般財源で対応しなければならないというふうなことで、国・県等からご指摘を受けました。確かに平成19年度の当初予算

も6億円直接充当いたしましたでしたが、その後たしか12月の補正で2億5,000万円にしたと思います。6億円から3億5,000万円減少させまして、2億5,000万円にとどめたという状況になっております。あくまでもいわゆる病院の繰り出しの関係で、普通交付税の財政措置等の関係で、やはり財政措置されているものに対して交付金もまた充当するということになれば、財政上のルールがございまして、その辺でやはり2億5,000万円を直接充当するというのが今目安となっておりますので、そういう形での予算措置となりました。ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして同じく76ページをごらんいただきたいと思います。第13款予備費についてであります。これは、予算の不足を補うためのものでありまして、前年度と同額の2,500万円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、次回は3月12日午前10時、この場において審査を続行したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 5時00分 散会）